二本松市長期総合計画



本市は、平成17年12月1日に、二本松市、安達町、 岩代町及び東和町の1市3町が合併し、新たに二本松市 としてスタートいたしました。

西に智恵子抄で謳われた名峰「安達太良山」を望み、 東に富士山の見える北限の山「日山」、「羽山」等の阿武 隈高地を有し、東西、約35kmに及ぶ広大な市域の中央 を悠々と阿武隈川が北流しています。また、豊かな自然 と四季折々の風情、奥州二本松藩・丹羽十万七百石の城 下町に象徴される歴史と文化が調和した美しいまちです。 水と緑の豊かな自然、いまに息づく歴史や文化、地域に根

ざした多彩な産業など、先人によって長年にわたって積み重ねられてきた地域特性・地域 資源は、本市の大きな財産であります。この財産に更なる磨きをかけ上手に活かしていく ことは、本市の発展に必要不可欠なものと考えております。

近年の社会経済の潮流は、急速な少子高齢化の進行、人口減少時代の到来、地域間の経済格差、国・地方の財政状況の逼迫、地球規模での環境問題など大きな課題を抱えており、地方自治体においては、地方分権の進展や住民ニーズの多様化などにより、拡大する行政需要に対応するため、自主性・自立性を発揮した行政運営と、効率的、かつ、効果的な財政運営が求められています。

このような中、合併時に策定した新市建設計画の理念を引き継ぎ、新市として長期的、かつ、総合的なビジョンのもと一体的なまちづくりを進めていくための指針として、新たに二本松市長期総合計画を策定いたしました。

本計画は、新市の将来像を"自然の恵み 先人の知恵 いまに息づく文化の香り「いま拓く 豊かな未来 二本松」"とし、この将来像を実現するため「活力ある産業・観光交流のまちづくり」、「人を育てるまちづくり」、「安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり」を基本目標に掲げました。市民と行政がともに知恵を出し合い、手を携えて取り組む協働によるまちづくりを基本として、本市の持つ地域特性・地域資源を活かしたまちづくりを進めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見を頂きました振興計画審議会委員の皆様を始め、懇談会などを通じて数々のご意見を頂きました多くの市民の方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

平成 20 年 3 月

二本松市長 三保 惠一

序論

第1章	計画策定にあたって3
1.	計画策定の趣旨3
2.	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3.	計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第2章	市の地域特性と針路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1.	本市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2.	時代の潮流と本市の針路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
基本構	想。 ·
第1章	まちづくりの基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	二本松市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
1.	将来像 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2.	めざす指標・・・・・・・・・・・19
3.	将来土地利用 · · · · · · · · · 20
第3章	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1.	基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 22
2.	政策実現のための方策と手法25
第4章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目	
	 」 - 活力ある産業・観光交流のまちづくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	人を育てるすこやかなまちづくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり
	ミ現のための方策と手法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-	市民との協働のまちづくり · · · · · · · · · 29
	自立できる自治体経営への転換 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
⊿ .	

基本計画

基本目標		
第1章	閻 活力ある産業・観光交流のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ ∶	35
1.	地域の特色を活かした産業を振興する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2.	自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる・・・・・・・・・・	40
3.	活力と賑わいを創造する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第2章	・ ・ 人を育てるすこやかなまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
1.	子どもを産み育てやすいまちをつくる・・・・・・・・・・・・・・	50
2.	次代を担う子どもたちを育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
3.	学習、文化活動のさかんなまちをつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
4.	健康づくりと生涯スポーツを支援する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第3章	₫ 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
1.	緑に包まれた自然と共生のまちをつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
2.		
3.	市民の生命と財産を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
4.	安心して暮らせる福祉社会をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
政策実現	のための方策と手法	
第 1 章	₫ 市民との協働のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	83
1.	開かれた市政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2.	協働の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	型 自立できる自治体経営への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
1.	効率的な行財政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
2.	市政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

継続して検討すべき課題
1.「活力ある産業・観光交流のまちづくり」関係94
2. 「人を育てるすこやかなまちづくり」関係94
3.「安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり」関係95
4. その他95
資料編
1. 二本松市振興計画策定経過 · · · · · · · · 99
2. 二本松市振興計画審議会条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3. 諮問102
4. 答申 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5. 委員名簿104







第1章 計画策定にあたって

第2章 市の地域特性と針路

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本格的な地方分権の時代を迎え、まちづくりへの参画意識や行政サービスへの関心の高まりなどを背景に、平成の大合併に代表される行政改革のうねりは、行政の効率化や開かれた行政、施策・事業の評価、規制緩和など多岐にわたり、私たちの生活と地域の姿を大きく変えつつあります。

また、近年の社会経済の潮流は、急速な少子高齢化の進行、国・地方の財政状況の逼迫、地球規模での環境問題、経済のグローバル化、本格的な高度情報社会など、時代の大きな転換期を迎えています。

本市は、平成17年12月1日に旧二本松市と旧安達町、旧岩代町、旧東和町の合併により誕生しましたが、三位一体改革の動向などを背景として、依然として財政状況は極めて厳しく、増え続ける行政ニーズに対し、従前のように行財政資源を投入しつづけることは難しく、また、行政だけでは対応できない新たな課題が顕在化してきています。

平成27年度を目標年次とするこの二本松市長期総合計画は、合併して誕生した二本松市最初の総合計画として、こうした状況に的確に対応するとともに、多様な産業や豊かな自然、歴史、文化等、新市の特色や個性を生かしたまちづくりを進める指針として策定するものです。

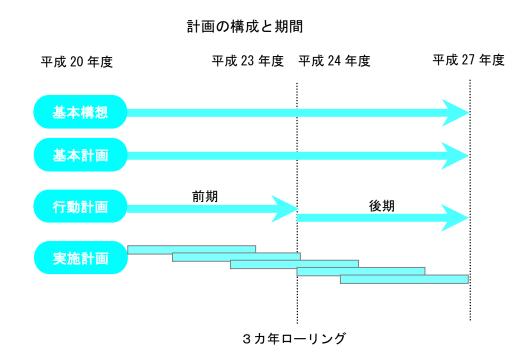
2. 計画の性格

- ①この計画は、新市建設計画の理念を引き継ぎ、計画的で持続的な行政運営を推進するため の本市の最上位計画であり、市政を進める上での基本方針となります。
- ②この計画は、新市建設計画に掲げる基本目標を基本としながらも、「改革・自立・市民との協働のまちづくり」をキーワードとした市政改革の視点による市政運営の目標を共有した市民との協働によるまちづくりを推進します。
- ③この計画は、すべての基本計画に「めざすすがた」と「めざす指標」を掲げ、目標年次に おけるまちづくりの目安を示しています。また、その実現に向けて市民、事業者、行政に 求められる役割を示した市民のためにわかりやすい計画とするとともに、指標の達成度の 検証を通じて行政成果につなげていきます。

3. 計画の構成と期間

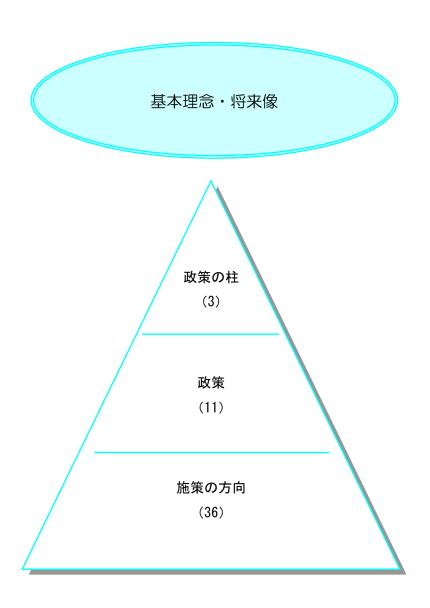
本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「行動計画」、「実施計画」によって構成します。 この計画書では、将来像を実現するための市民と行政の協働の目標を示す基本構想と、それ を実現するための基本計画について記しています。

基本計画に基づき、実施すべき主要施策の内容と主な事業を定める行動計画と、毎年度の予 算編成の指針となる実施計画は別冊とします。



4. 計画の体系

本計画は、基本理念・将来像を達成するため、3つの政策の柱の下に11の政策を位置づけ、 目標を明確にした上で、分野別に36の施策を示しています。



■ 二本松市長期総合計画の体系

基本理念

活力

安全と安心

共生と協働

将来像

「いま拓く 豊かな未来的まに息づく文化の香り自然の恵み 先人の知恵

二本松」

基本目標

1. 活力ある産業・観光交流のまちづくり

- 1. 地域の特色を活かした産業を振興する
- 2. 自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる
- 3. 活力と賑わいを創造する

2. 人を育てるすこやかなまちづくり

- 1. 子どもを産み育てやすいまちをつくる
- 2. 次代を担う子どもたちを育てる
- 3. 学習、文化活動のさかんなまちをつくる
- 4. 健康づくりと生涯スポーツを支援する

3. 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり

- 1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる
- 2. 快適な生活環境をつくる
- 3. 市民の生命と財産を守る
- 4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる

政策実現のための方策と手法

1. 市民との協働のまちづくり

- 1. 開かれた市政の推進
- 2. 協働の仕組みづくり

2. 自立できる自治体経営への転換

- 1. 効率的な行財政の推進
- 2. 市政改革の推進

め ざ す 指 標 将 来 土 地 利 用

第2章 本市の地域特性と針路

1. 本市の地域特性

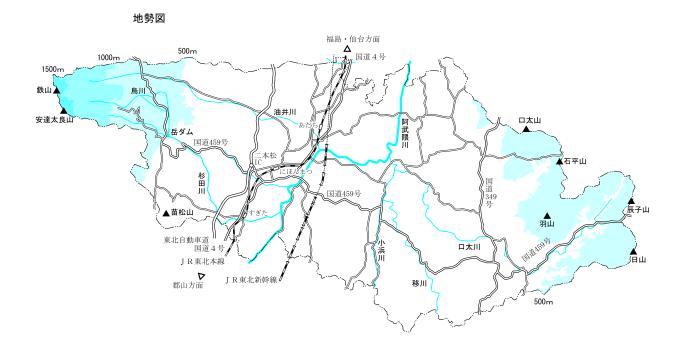
本市のこれからの針路を考えるにあたり、長年にわたって積み重ねられてきた本市のもつ地域特性・地域資源を活かしていく必要がありますが、本市がもつこうした力を次のようにまとめることができます。

(1) 水と緑の豊かな自然

本市は、市域中央の平坦部を阿武隈川が北流し、西端には智恵子抄で知られる安達太 良山(1,699.6m)、東南端には富士山の見える北限の山、日山(天王山1,057.6m)が 聳えています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山の麓に広がる地域で丘陵地が多く、中央の平坦部は標高 200~300mで比較的温暖で、年間降水量も比較的少なく過ごしやすいところです。

東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川及び口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しており、豊かな自然や美しい景観が残っています。





(2) 今に息づく歴史文化

本市は、縄文時代から人の居住の続く、長い歴史をもった地域です。

藩政時代には、奥州二本松藩十万七百石の城下町として栄え、第5代藩主丹羽高寛公が儒学者岩井田昨非の進言により、藩士への戒めとして自然石に刻ませた戒石銘碑は、二本松城跡とともに国史跡に指定されています。戊辰戦争の際は、奥羽越列藩同盟の信義を重んじ、義に殉じた二本松少年隊の高潔と勇気の精神は、市民の精神的な柱として今も息づいています。

また、城下町として栄えた伝統的な雰囲気の中、二本松のちょうちん祭り、小浜の紋付祭り、針道のあばれ山車、木幡の幡祭りなど個性と趣のある祭りは、貴重な財産となっており、歴史文化が今に受け継がれています。

全国的、世界的に活躍する人物を輩出し、また、智恵子抄や能「黒塚」の舞台として も有名で、文化的な風土を醸し出しています。





(3) 恵まれた立地条件

本市は、福島市と郡山市の中間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の至近距離にあります。

首都圏からは約200kmの距離にあり、鉄道では東北新幹線と東北本線を利用すると東京から約2時間、自動車では東北自動車道利用で、わずか3時間の圏内に位置します。 市域は、東西約36km、南北約17km、総面積344.65km²を有し、会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接しています。



(4) 地域に根ざした多彩な産業

農業は米を中心に野菜、畜産、花きなどとの複合経営が行われ、安達太良山麓の酪農 地帯から東部の中山間地域まで幅広い自然環境のもとで、さまざまな形態で営まれてい ます。

工業は工業団地への企業立地とともに、酒や家具、和菓子、和紙といった地場産業が振興されています。商業は中心商店街の活性化を目指すとともに、周辺地域では地元に密着した商業の振興を図っています。

観光については、二本松地域を中心に安達太良山麓・阿武隈高地に広がる高原、岳・塩沢の温泉、スキー場といった自然資源に加え、市街地周辺には二本松城跡を中心とした史跡、寺社など城下町の名残が数多く存在し、歴史文化に基づいた祭り・イベントなどが継承されています。



2. 時代の潮流と本市の針路

社会経済のグローバル化や少子・高齢化などの社会経済環境の変化を背景に、わが国は 大きな転換期を迎えつつあります。本市にとっても大きな影響をもたらしており、本市の これからの針路を考えるにあたり、次のように考えます。

(1) 地域自立化の推進

地方分権の進展により、自治体が自ら考え、実行することの範囲が広がっています。 財政基盤の充実とあわせ、限られた資源や財源の中で、最小の経費で最大の効果が発揮 できるよう、行財政システムをそうした仕組みへと改革していくことが必要となります。 また、地域の実情に応じたまちづくりの実現を図るためには、市民と行政の連携を強 めていく必要があります。

二本松市の針路

◎ 市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供が求められるとともに、最小の経費で最大の効果が得られるよう、まちづくりの知恵とアイデアを発揮することが重要であり、市民一人ひとりの意欲や取組みが生かされるよう、市民と行政が連携した協働社会づくりが重要となります。

(2)情報化、グローバル化の進展

わが国のインターネット利用者は急速に増加するなど、情報ネットワークの拡大は、さまざまな連携の可能性を秘めています。経済、文化、情報、人的交流など、さまざまな分野で*ボーダレス化が進んでおり、地域が直接世界とつながりをもつ時代、地域から世界に情報を発信していくことが大切となっています。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が世界共通の課題として認識されつつあります。

一方、スピードによる競争を特色とする経済のグローバル化が進み、わが国の量産型加工組立工場の海外流出を招くなど、地域経済の基盤が弱まってきています。地域の競争力は個々の産業の競争力を越えて、地域がいかなる産業集積、産業システムを持っているかが重要となり、知識集約型ものづくりなど国内外で競争優位を確立する地域産業集積が求められます。

※ボーダレス化:人やものが国境を超えて動いていける国際社会から生まれた言葉で、国境、業種、組織などの境界が消えてしまうこと。

二本松市の針路

◎ 生活や産業、あらゆる分野において情報化を図ることにより、市民の生活の質を高めていくことが重要です。

一方、経済のグローバル化に伴い、地域が直接に世界市場での競争にさらされる時代 にあって、本市のもつ独自の価値と魅力を広く発信して、何よりも人材と情報が集まり やすい環境をつくることが重要となります。

(3) 地域資源活性化への取組み

人口減少社会の到来に伴い、地域振興策として、交流人口を増加させる交流観光への期待が高まっています。これまでの名所旧跡を訪ねる従来型の観光から、自然、歴史、農業、文化などの地域資源を核に、地域固有の雰囲気、空間的な心地よさといったまちづくりと結びついた観光を地域活性化につなげることが必要となります。

また、観光は観光業のみならず、商工業、農林水産業などと一体となった裾野の広い 産業と密接に連携し、産業の区分を超えた総合的な対応が必要となります。

二本松市の針路

◎ 「住んでよし、訪れてよしの二本松づくり」の実現を目指し、地域の誇りである地域 資源を最大限に活かし、心地よさを楽しむ魅力づくりを進めて観光交流を推進し、地域 の活性化を図っていくことが重要となります。





(4) 人口減少と少子高齢社会の到来

わが国においては、人口減少時代が到来し、少子高齢化が急速に進んでいます。少子 化の進展が人口減少と高齢化に拍車をかけており、労働力の減少に伴う経済活力の低下 や社会保障制度の不安定化などが懸念されています。

また、人口構成上大きな比重を占める団塊の世代(昭和22年から昭和24年の3年間に生まれた人たち)の定年退職後の動向が注目を集めています。これまでの豊かな経験を地域の活性化に生かしてもらうことが必要であり、そのための環境づくりの必要があります。

二本松市の針路

◎ 本市の人口は、平成7年国勢調査の67,269人をピークに次第に減少しており、平成17年の国勢調査では63,178人となっています。今後、一層の人口減少が予想されますが、地域の活力を維持していくには、すべての市民に持てる力を十分に発揮してもらうとともに、居住、就労の両面で若者の定住を促進していくことが重要です。また、本市の豊かな自然・田園空間を活用し、都市住民が多様なライフスタイルを実現するための手段として、二地域居住などについて促進することが重要となります。

(5) 新しい時代を担う人づくり

基本的な生活習慣やモラルが低下しているといわれる中で、豊かな人間性や社会性などを育む教育が大切であり、そのためには、学校だけでなく地域の人たちとともに子どもを育てていく必要があります。

地方分権の進展に伴い、教育の内容と制度の両面で自治体の責任と権限が拡大していますが、自治体においては、地域に密着した教育に取り組んでいくことが必要となります。

二本松市の針路

◎ 地域コミュニティが人間形成の基盤であるとの認識を共有し、地域ぐるみの家庭教育の推進や地域に根ざした学校教育を推進していくことが重要です。子どもたちが、社会生活に必要な基礎的・基本的な事項や、確かな学力を身につける教育を推進するとともに、地域の自然や歴史・文化を学ぶなど地域とのかかわりを大切にした教育を推進していくことが重要となります。



(6) 環境との共生と循環型社会の形成

社会経済の発展に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊などの環境問題が地球的規模で深刻化しつつあります。かけがえのない自然の大切さを再認識し、大量生産、大量消費に寄りかかった生活のスタイルや経済活動を変えていくことが求められています。

将来世代への責任を果たすため、持続可能な自然生態系の上に、持続可能な経済社会を築いていく必要があります。全国各地でコミュニティビジネスや地産地消、地域通貨などの地域循環型経済をつくり出していこうとする動きがありますが、持続可能な経済社会づくりの一歩といえます。

二本松市の針路

◎ 本市の環境のよさは市民に共有されていますが、地球規模での環境問題の解決に向け、 市民一人ひとりが環境の保全を行動の規範とし、廃棄物の排出抑制や循環的利用、環境 効率性の高い新エネルギーの導入など、あらゆる面での取組みが重要となっています。

(7) 市民の安全・安小の確保

少子高齢化が進展する中で、家族や地域などの変容に対応し、子どもから高齢者まで、 障害のある人もない人も、お互いに地域で支え合う仕組みづくりが必要となっています。 災害や危険から生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりが求められて います。また、インターネットを利用した新しいタイプの悪質商法や、高齢者を狙った 振り込め詐欺の増加、食品の偽装表示などに起因する食の安全に関わる問題も多発する など、暮らしを守る取組みが必要となっています。

二本松市の針路

◎ 元気で健康長寿を続けることが理想ですが、場合によっては、生活の中で地域の支援が必要となる可能性もあります。地域のコミュニティ機能を強め、お互いに助け、支え合う環境を整えていくことが重要です。また、生命や財産の安全確保や食の安全性の確保への取組みなども重要となっています。



基本構想

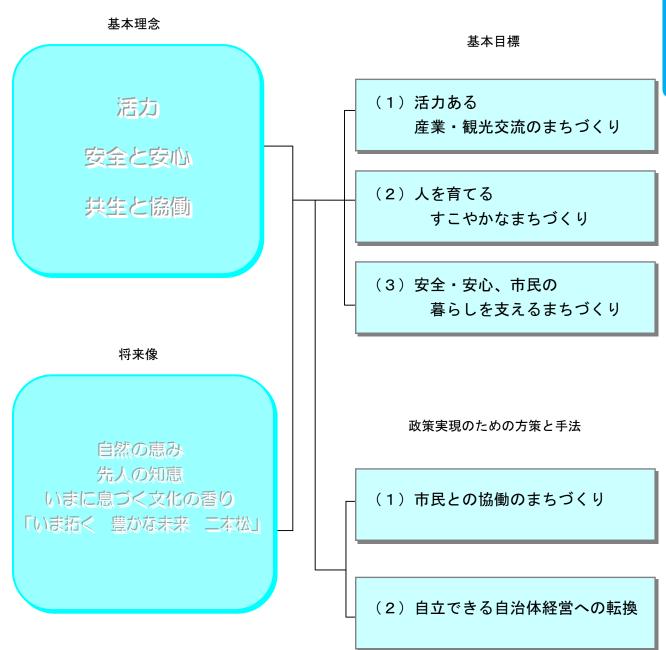
第1章 まちづくりの基本理念

第2章 二本松市の将来像

第3章 基本目標

第4章 施策の大綱

■ 基本構想の体系 ■



第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念を「活力」「安全と安心」「共生と協働」とします。

6 活力

本市は、福島市や郡山市に近接し、首都圏にも近いという恵まれた立地条件に加えてスケールの大きい自然条件や由緒深い歴史文化資源等を生かした、活力と創造のまちづくりを進めます。

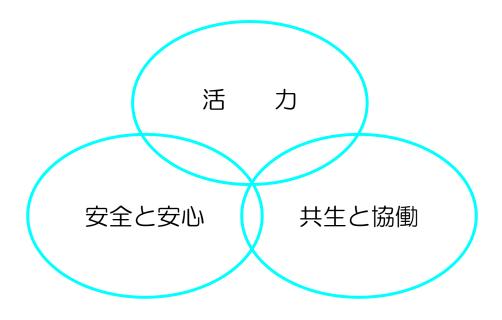
● 安全と安心

本市は少子・高齢化、環境問題などの大きな課題に的確に対応しながら、すべての人々の個性が大切にされ、**ユニバーサルデザインの視点に基づき、安全で安心に暮らせる人間尊重のまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン:はじめから、すべての住民の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、すべての住民にとって安全・安心で利用しやすいように建物、サービス、環境などを計画・設計する考え方。

● 共生と協働

本市は、阿武隈川や安達太良山・阿武隈高地の山々など水と緑に恵まれたまちです。この貴重な自然環境と共生するまちづくりを進めます。また、多様化、複雑化する行政課題を解決し、住みよい愛されるまちを築くために、市民と行政が協力して行政施策を推進する協働のまちづくりを進めます。



第2章 二本松市の将来像

1. 将来像

自然の恵み 先人の知恵 いまに息づく文化の香り 「いま拓く 豊かな未来 二本松」

2. めざす指標

将来人口については、平成12年及び17年の国勢調査データを基礎に単純推計をすると、人口の減少が進み平成27年度末には56,000人と試算されました。

今後、中心市街地活性化や市街地整備事業などによる居住環境整備をはじめ、子育て支援や若者の定住促進などによる人口定住を推進し、目標年次における将来人口を概ね 60,000 人とします。

また、未来に希望のもてる安定した社会にするためには、産業の振興を図ることにより、経済の規模を拡大し、市民一人ひとりの所得を増やしていくこととします。

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
人 口 (現住人口調査)	62, 695 人	60,000 人(推計値 59,000 人)	60,000 人 (推計値56,000 人)
市民一人当り分配所得 (福島県市町村民所得推計)	2, 453 千円 (平成 16 年度)	2,575 千円	2,674 千円
市の総生産額 (福島県市町村民所得推計)	187, 610 百万円 (平成 16 年度)	196, 990 百万円	204, 495 百万円

[※] 人口の推計値は、コーホート法により推計したものです。

3. 将来土地利用

本市が目指すまちづくりを実現するため、以下のようなまちのすがたを構想します。

(1) ゾーニング

①市街地・住宅ゾーン

二本松駅周辺地区・杉田駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とし、住環境整備による良好な住宅環境の創出とともに、商業・サービス業や業務機能の集積を誘導・促進し、賑わいのある市街地の形成に努めます。

②農村地域定住ゾーン

市内各所に広がる農業・農村地区を「農村地域定住ゾーン」と位置づけ、農業振興地域においては、優良農地の保全と有効利用に努める一方、集落地域においては、農村定住地区として良好な居住環境の形成を図ります。

③工業ゾーン

既成工業地区や新産業形成適地地区を「工業ゾーン」と位置づけ、工業・流通団地用地としての基盤整備の充実を図ります。

4)観光レクリエーションゾーン

安達太良山麓地区一帯や阿武隈高地地区一帯を「観光レクリエーションゾーン」と位置づけ、自然環境を活かした観光地づくりを推進するとともに、畜産や林業基盤の整備にも努めます。また、森林の計画的な保全を図ります。

(2) 主要拠点

①中心拠点と生活核の形成

二本松駅及び二本松市役所とその周辺部を新市の「中心拠点」と位置づけ、その求心力をさらに高めていくため、商業・サービス、業務機能、文化機能などの集積・誘導を促進します。さらに隣接する杉田駅・安達駅とその周辺部を、中心拠点を補完する「サブ拠点」として位置づけ誘導を促進します。

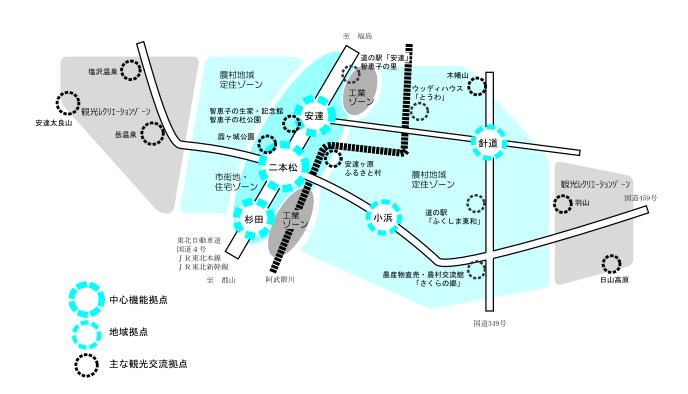
また、小浜地区及び針道地区については、支所を中心に生活の利便性を高め、必要な機能の集積を促進する「地域拠点」として位置づけ、中心拠点を補完する役割を担い、地域の定住人口の安定に努めます。

②観光交流拠点の形成

温泉、山、高原、公園、さらには道の駅等の交流施設などについて、それぞれの資源を 十分に活かした取組みを進めることにより、「観光交流拠点」と位置づけます。

また、こうした諸資源をネットワーク化して、交流を促進します。

ゾーニングと主要拠点



第3章 基本目標

1. 基本目標

1. 活力ある産業・観光交流のまちづくり

市民の雇用の場を確保するとともに、時代の変化を先取りしながら元気な産業を育て、本市の個性と魅力を育て、交流のさかんなまちづくりを目指します。

本市農業を一層振興するため、農業の担い手の育成を進め、特産品のブランド化など 競争力ある産地を形成します。一方、市内の企業がさらに活力をもつことができるよう、 地場産業の振興と企業立地を促進します。

二本松のもつ自然・歴史・文化を最大限に活用し、その魅力を積極的に発信することで、住む人と訪れる人いずれもが満足できる、もてなし観光を推進します。また、交流による地域活性化を推進します。

中心市街地のビジョンを明確にしつつ、賑わいのあるまちづくりや商業拠点の整備などを進め、中心市街地の活性化を図ります。また、計画的な都市づくりを推進し、良好な市街地を形成します。交流の基盤となる道路ネットワークを整備し、豊かな市民生活と活発な経済活動を促進します。

- (1) 地域の特色を活かした産業を振興する
- (2) 自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる
- (3) 活力と賑わいを創造する



2. 人を育てるすこやかなまちづくり

地域の活性化を担うのは、人材です。市民が生涯にわたり、自分の夢や目的の実現に 向けて自らの力を発揮することのできるまちづくりを目指します。

子どもを産み、育てることへの不安感や負担感を少しでも減らすことができるよう、 環境の整備や子育て家庭の経済的負担の軽減を進め、また、働く女性が増える中で、多 様な保育サービスの充実など、子育てと仕事・家事の両立支援に努めます。

子どもたちの学力・規範意識・体力の低下が指摘されている中で、21世紀を生き抜く上で必要となる確かな学力を習得し、体力を向上させることのできる教育環境を整えます。読書活動の推進や体験学習機会の拡充などを通して豊かな心の醸成に努める一方、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割をよく理解し、連携し合う地域教育の充実を図ります。

充実した人生を送るため、生涯にわたる多様な学習機会の提供や市民芸術・文化活動を支援するとともに、市民主体の学習活動への参加を促進します。

健康に配慮した生活習慣を確立することが重要であり、市民一人ひとりの健康づくりを促進するとともに、健康の保持・増進に加え、交流の楽しみをもたらす生涯スポーツ活動を推進します。

- (1) 子どもを産み育てやすいまちをつくる
- (2) 次代を担う子どもたちを育てる
- (3) 学習、文化活動のさかんなまちをつくる
- (4) 健康づくりと生涯スポーツを支援する





3. 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり

人と自然が共生し、市民一人ひとりの暮らしの安全が守られ、将来にわたって安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

持続可能な社会づくりに向けて、自然と共生のまちを目指し、資源の循環利用の考え 方を大切に、市民の理解を得ながら循環型社会の実現に向けた運動を推進します。生活 排水処理による水環境の保全やごみの不法投棄対策など環境保全・環境美化の推進、公 害防止体制を整備します。さらに、農林業が本来持っている自然循環機能を十分に発揮 できるよう、豊かな森林づくりや環境保全型農業などを推進します。

日常生活に必要な生活交通の充実、水の安定供給など、生活の利便性の向上を図るとともに、生活を支える基本的な機能を地域拠点に集積し、居住環境の整備を図ります。 市民が生命と財産を守り安全に暮らせることは生活の基本であり、災害に的確に対応でき、耐震対策にもすぐれた災害に強いまちづくりを推進します。

一方、医療・福祉サービスの充実を進め、限られた医療・福祉資源の効率的活用や地域で支え合う社会を形成し、各種サービスを利用しながら安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。生活スタイルの変化や日常生活の不安が広がるなどの中にあって、地域の安全対策や生活相談の充実などを通して、私たちの生活を脅かすことがないような社会をつくります。

- (1) 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる
- (2) 快適な生活環境をつくる
- (3) 市民の生命と財産を守る
- (4) 安心して暮らせる福祉社会をつくる





2. 政策実現のための方策と手法

1. 市民との協働のまちづくり

市民ニーズが複雑・多様化する中で、よりよいまちづくりを進めていくには、地域のことは地域で決めるという自治意識の確立と、市民の参画が不可欠となっており、市民と行政の協働のまちづくりを推進します。

広報・広聴の充実や市政情報の提供・公開により、開かれた行政を推進します。また、 市民と行政の役割分担による協働のルールづくりや連携を進めることにより、協働への 意識や関心を高める一方、民間事業者との連携・機能分担を推進し、公共サービスの効率 化に努めます。

- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 協働の仕組みづくり

2. 自立できる自治体経営への転換

行政の役割は自らがまちづくりの牽引役となるのではなく、市民の活動を最大限引き 出すためのつなぎ役であり、コーディネーターとして市民の主体的な取組みを促進しま す。

市民にとって利用しやすい親切で明るい市役所を目指すとともに、効率的・効果的な 行政運営を実現し、市民が満足する行政サービスの提供に努めます。財源の安定確保や 効率的な財政運営により財政の健全化を推進する一方、事務事業の整備・再編やコスト 意識の徹底などに努めます。

- (1) 効率的な行財政の推進
- (2) 市政改革の推進

第4章 施策の大綱

基本目標

1. 活力ある産業・観光交流のまちづくり(政策の柱1)

(1)地域の特色を活かした産業を振興する(政策1)

農業は、担い手の高齢化などにより、就業者の減少が続いています。そのため、健全な農業経営ができるよう、農業の担い手の育成に努めます。

市内で生産される農産物の市場での優位性を高めるため、競争力ある産地形成に取り組む とともに、生産性の向上と優良農地の将来にわたる保全を行い、あわせて生産基盤の整備を 促進します。

工業は製品の高付加価値化やサービスの向上といった経営革新に取り組む中小企業を支援し、地場産業の振興を図るとともに、既立地企業の活動が地域経済の活性化に結びつくような支援を行います。また、新たに工業団地を整備し、企業立地を促進することにより、就労機会の拡大に努めます。

(2) 自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる(政策2)

本市には、岳温泉、塩沢温泉、安達太良山、日山、羽山、口太山や阿武隈川など豊かな自然、二本松神社、隠津島神社三重塔などの由緒ある神社、二本松のちょうちん祭り、小浜の紋付祭り、針道のあばれ山車、木幡の幡祭り、二本松城跡、小浜城跡、宮森城跡、小手森城跡、さらには、智恵子の生家など多彩な歴史文化があります。それらの地域資源を市民はもとより観光客にとって魅力あるものとするため、もてなし観光を推進します。

市内には長い歴史や風土に育まれ、市民によって受け継がれてきた特色ある文化があり、 文化・芸術・風土を生かしたまちづくりを進めます。

交流を広げていくことは地域の活性化につながります。観光による交流をはじめ、農山村 の資源を活かした体験型交流や、都市住民の滞在や居住などを通して交流をさかんにします。

(3)活力と賑わいを創造する(政策3)

都市の魅力は、中心地区に一定程度の機能集積があることであり、二本松駅前や本町通りなど中心市街地が重要な役割を果たします。そこは、街の顔として人、情報、ものの交流の場であり、新たな商業・サービスを生み出すなど、地域の活力の源でもあり、地場の伝統産業や地域生活に密着した商業機能を活かしながら、中心市街地の活性化を図ります。

計画的な都市づくりを推進し、地域の特性を踏まえつつ、ゆとりや快適さ、安心が確保された良好な市街地を形成します。

通勤・通学や買い物、通院など日常生活を支える道路ネットワークについては、国道・ 県道や市街地の骨格を形成する都市計画道路など、それぞれがその機能を果たせるよう 有機的なネットワークづくりを推進します。

2. 人を育てるすこやかなまちづくり (政策の柱2)

(1) 子どもを産み育てやすいまちをつくる(政策1)

子育て期に親世代と同居しない家族や、働きながら子どもを育てる家庭が増える一方で、 結婚、出産に関する考え方も多様化しています。こうした中で、少子化が急速に進行してお り、子育てを地域で支援していく必要があります。

子育て家庭の経済的負担が少子化に結びついている側面もあることから、保育や医療、就 学に係る経済的負担の軽減に努めます。

子育てと仕事・家事の両立支援に向け、地域で子育てを支援していく環境を充実します。

(2) 次代を担う子どもたちを育てる(政策2)

少子化が進む中で、次代を担う子どもたちに対する期待は大きく、教育の果たす役割がますます重要となります。核家族化が進むなか地域での教育は重要であり、学校、家庭、地域が連携し、地域コミュニティを核に人間性豊かで自立した人づくりを目指します。

児童・生徒の学力向上に努め、健康づくりを推進するとともに、子どもの豊かな心や社会性を育み、子どもたちが地域において、家庭や学校を超えてさまざまな形で交流しあえる環境づくりを推進します。

(3) 学習、文化活動のさかんなまちをつくる(政策3)

急速に変化する社会の中で、市民一人ひとりがそれぞれの目的や志向に応じた学習に参加 し、相互に学び教え合う中で自己実現を図り、充実した生活を送ることができるよう、生涯 にわたる学びの環境づくりを推進します。

多様な学習機会を提供するなど、生涯学習環境の整備・充実を図ります。二本松の特色ある歴史・風土を背景に、心豊かな文化の香り高いまちを目指し、市民の芸術・文化活動を支援・促進します。また、協働のまちづくりに向け、市民の自主的な社会活動への参加を推進します。

(4)健康づくりと生涯スポーツを支援する(政策4)

健康であることは、市民一人ひとりの幸せを実現するために最も重要な条件の一つです。 中高年層を中心に、生活習慣病の増加がみられる中で健康に対する意識を高め、市民の健康 づくりを促進します。

生涯にわたる健康や体力の保持増進と豊かな生活の実現を目指して、誰もがそれぞれの体力や年齢に応じてスポーツ活動を楽しむことができるよう、スポーツ活動を推進します。

3. 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり (政策の柱3)

(1)緑に包まれた自然と共生のまちをつくる(政策1)

「自然と共生のまちづくり」の考え方のもと、市民一人ひとりが自然や環境との関わり方 について正しい認識をもち、生活のあらゆる場面での実践活動に努めます。

循環型社会を形成するために、ごみの減量化を推進します。市民や事業者等と連携・協力を図りながら、資源の循環利用を促進します。

快適な生活環境の確保に向けて、生活排水の適正処理による水環境の保全を図ります。 環境保全の推進、さらには、地球温暖化の防止で大きな役割を果たす豊かな森林づくりや 自然公園の保全を図ります。また、森林や農地の持つ自然循環機能の発揮に努めます。

(2)快適な生活環境をつくる(政策2)

快適な日常生活を営むための生活基盤施設としての生活交通を充実します。道路環境を整備し、公共交通については、公共交通全体のネットワーク化を進め、利便性の向上を目指します。

水の安定供給を確保するとともに、居住環境の整備により、地域活力の維持・向上を図ります。公営住宅については、市営住宅の建替えや改善等を進めます。また、地域特性に応じた公園機能の整備を推進します。

誰もが情報ネットワークを利用し、さまざまな分野において情報サービスを充実できるよう、情報通信基盤の整備を促進します。

(3) 市民の生命と財産を守る(政策3)

災害が発生した場合、その被害を最小限に食い止めることが重要となります。そのため、 防災対策を推進するとともに、災害時に助け合うことのできる防災まちづくりを目指します。 安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現するため、森林や農地が持つ国土保全や水 源かん養機能に配慮しつつ、治山・治水対策を推進します。

警察や地域、学校などとの連携のもと、地域の安全対策を充実します。

(4)安心して暮らせる福祉社会をつくる(政策4)

市民が安心して質の高い医療が受けられるよう、地域医療を充実します。

高齢者や障がい者が地域で安心して健やかにくらしていくため、福祉や介護サービスを利用するにあたって、自分に合ったサービスを受けられるよう、さまざまな基盤やしくみを整備・充実するとともに、就労支援などに努めます。

少子・高齢化に伴い、国において改革が進められている社会保障制度の充実や生活相談を 充実します。また、誰にとっても暮らしやすい環境整備を図ります。

政策実現のための方策と手法

1. 市民との協働のまちづくり(方策の柱1)

(1) 開かれた市政の推進(方策1)

市民の市政に対する理解と関心を高めると同時に、市民の意見を的確に行政に反映していくため、市民にわかりやすく、情報化に対応した広報・広聴活動を充実します。

市民と行政が協働して市政運営を推進していくため、市民に市政情報を正しく伝えるとともに、市民の求める情報公開への適切な対応を図ります。

(2)協働の仕組みづくり(方策2)

自治会活動の推進や男女が共に活躍する社会づくりなど、まちづくりの主役は市民です。 市民、各種団体、NPO、事業所などがお互いの特徴や役割を理解しあった上で活動できる 市民参加と協働のルールづくりを推進します。

行政はこれまで培ってきたノウハウを生かして、民間の力の活用に努めるなど、コーディネーターの役割を担います。

2. 自立できる自治体経営への転換 (方策の柱2)

(1) 効率的な行財政の推進(方策1)

誰もが利用しやすい窓口サービスの充実など、親切で明るい市役所を目指します。

行財政の運営においては、最小の経費で最大の効果をあげることが基本となります。計画 行政を推進し、限られた財源を効率的かつ計画的に配分し、時代の変化や市民ニーズに的確 に対応した各種施策の展開を図ります。

地方分権にふさわしい財政運営が可能となるよう、主要な自主財源である市税収入の確保など財源の安定確保に努めます。

(2) 市政改革の推進(方策2)

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、市政改革を 推進します。



基本計画

基本目標

第1章 活力ある産業・観光交流のまちづくり

第2章 人を育てるすこやかなまちづくり

第3章 安全・安心、

市民の暮らしを支えるまちづくり

政策実現のための方策と手法

第1章 市民との協働のまちづくり

第2章 自立できる自治体経営への転換

継続して検討すべき課題

■ 基本計画の体系 ■

施策の大綱 基本目標 (1)活力ある産業・観光交流 1. 地域の特色を活かした産業を振興する のまちづくり 2. 自然・歴史・文化を活かした観光交流の まちをつくる 3. 活力と賑わいを創造する (2)人を育てるすこやかな 1. 子どもを産み育てやすいまちをつくる まちづくり 2. 次代を担う子どもたちを育てる 3. 学習、文化活動のさかんなまちをつくる 4. 健康づくりと生涯スポーツを支援する (3)安全・安心、市民の暮ら 1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる しを支えるまちづくり 2. 快適な生活環境をつくる 3. 市民の生命と財産を守る 4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる 政策実現のための方策と手法 1. 開かれた市政の推進 (1)市民との協働のまちづ 2. 協働の仕組みづくり くり 1. 効率的な行財政の推進 (2)自立できる自治体経営 2. 市政改革の推進 への転換

基本目標

第1章 活力ある産業・観光交流のまちづくり (政策の性1)

1. 地域の特色を活かした産業を振興する(政策1)



- (1)農業担い手の育成(施策1)
- (2)競争力ある産地の形成(施策2)
- (3)地域産業の振興と企業立地の促進 (施策3)
- 2. 自然・歴史・文化を活かした 観光交流のまちをつくる(政策2)



- (1)もてなし観光の推進(施策1)
- (2)歴史・文化資源の保存と活用 (施策2)
- (3)交流による地域活性化の推進 (施策3)

3. 活力と賑わいを創造する (政策3)



- (1)中心市街地の活性化(施策1)
- (2)良好な市街地の形成(施策2)
- (3)道路ネットワークの整備(施策3)

1. 地域の特色を活かした産業を振興する(政策1)

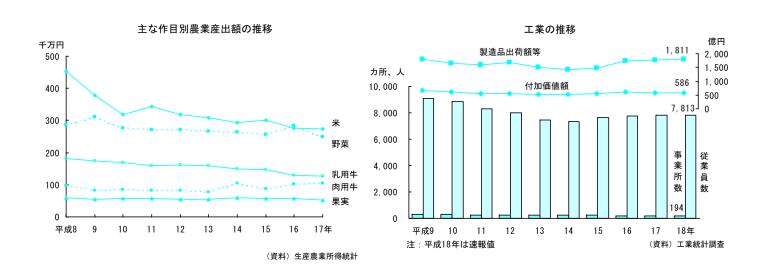
【施策展開の視点】

本市は豊かな自然環境を生かし、米、野菜、畜産、果樹、花きなど多彩な農業が展開されています。しかし、農業従事者の減少や担い手の高齢化が進むとともに、国内外の産地間競争が激化するなど、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、市では新ふるさと農村おこし推進事業に取組み、今農業を営んでいる人がいつまでも続けることができ、中山間地域の特性を活かした多様な農業が営まれ、一方で、新規就農者が定着できるよう、農家、行政、団体及び企業等の協働による地域(ふるさと)づくりを推進しています。

優良農地の保全をはじめ、地域において中心的役割を担う意欲ある担い手の確保や、消費者ニーズに対応した売れる農産物づくり・ブランド化に取り組んでいく必要があります。また、中山間地域の振興につながる地域特性の発揮に努めていく必要があり、多様な担い手による多品種少量生産、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消など、新しいニーズを取り入れた多様な生産・経営への取組みが求められています。

工業は、立地特性を活かし昭和 40 年代以来企業誘致を進めてきた結果、製造品出荷額が大きく伸び、多くの就労の場が創出されてきました。今後は、産業活動のグローバル化、I T革命の進展や環境に対する関心の高まりなど社会経済環境が大きく変化する中で、既存企業の活性化はもとより雇用機会の確保に向けて新規企業の立地に計画的に取り組んでいく必要があります。また、保育、家事代行、介護など地域に根ざした生活支援サービス業を育成するなど、多様なサービス産業の育成や、多様な人材を生かすことのできる就労環境の整備を進めていく必要があります。



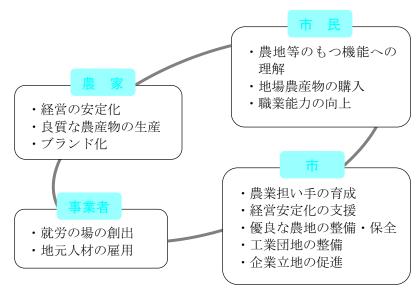
めざすすがた

- 多様な担い手が生きがいを持って、生産性の高い農業経営をしています。
- 安全で安心な農産物が生産され、地元消費者との交流·販売体制が確立しています。
- 地場産業及び立地企業等の活力が高まり、多様な就労の機会が増えています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
認定農業者数 (農政課調べ)	343 人	430 人	450 人
農業産出額 (福島県農林水産統計)	9,520 百万円	10,090 百万円	10,470 百万円
地域食料自給率 (カロリーベース) (農政課調べ)	78.0%	82. 0%	85.0%
製造出荷額 (工業統計調査結果報告書)	176, 322 百万円	187,800 百万円	195, 300 百万円
就労率 (就労者数/15 歳以上人口)	59.6% (H17 国調)	60.0%	60.0%

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆



(1)農業担い手の育成(施策1)

認定農業者や集落営農組織化への取組みを中心に、農業経営の安定した担い手を育成します。また、農業の若年層就農者が減少する中、農業者の高齢化が顕著に進んでいる実態を踏まえ、直販施設や商業者との連携を図り、消費者ニーズに直結した多品種作物を少量でも販売できる仕組みを整備することにより、中高年等の新規就農や女性の農業経営参画など、生きがいと生産意欲の高い多様な担い手を育成・確保します。

取組み事項	内容
	認定農業者の営農、経営資金面など、総合的な支援を行うと
認定農業者・集落営	ともに、認定を志向する農業者の誘導に努めます。また、集落
農組織の育成支援	全体が協働して地域の農業生産性を高める法人化に向けた取組
	みなど集落営農を支援します。
	団塊の世代等の中高年就農者の受け皿整備や女性の経営参画
多様な担い手の育成	への支援、高齢者の生きがい農業の支援など多様な農業の担い
	手を育成します。

《主な事業》

- ◎地域担い手育成総合支援事業等
- ◎新ふるさと農村おこし推進事業(生きがい農業の取組み)

(2) 競争力ある産地の形成 (施策2)

消費者ニーズに対応した産地づくりを進めるため、特産品のブランド化とともに、農畜産物の販路拡大と地産地消を推進します。特に、直販施設や商業者との連携により、生産者の顔の見える安全安心な地場産品が市民に安定的に供給できるシステムの整備を推進します。また、農業生産基盤整備による生産力の向上や生産コストの削減に取り組みます。

取組み事項	内 容
特産品ブランド化の	二本松の農産物のブランドイメージを高めるため、消費者の
推進	安全・安心、健康志向に応えた農産物の生産拡大を図ります。
	消費者が求める農畜産物の生産・加工を進め、多様な販売ル
	ートの確保を図ることにより、二本松産農畜産物の積極的な消
販路拡大と地産地消 の推進	費拡大、販売対策を推進します。
W	市内で生産される新鮮で安全な農産物を市内で消費する、地
	産地消を推進します。
	優良農地の確保と効率的な農業生産を支援するため、農地流
生産基盤整備の促進	動化や農作業の受委託を促進するとともに、ほ場、道水路、施
主度基盤登舗の促進	設などの整備を計画的に推進します。
	里山再生も含めた遊休農地の利活用を推進します。

《主な事業》

- ◎新ふるさと農村おこし推進事業 (ブランド産品の振興開発等)
- ◎県営中山間地域総合整備事業





(3) 地域産業の振興と企業立地の促進(施策3)

商工団体などと連携し、中小企業の技術・研究や商品開発、新規事業への進出など、地域の産業振興と創業支援を図るとともに、伝統ある地場産業・物産の振興を図ります。

本市の立地条件と誘致企業に対する優遇制度を活かして積極的に企業誘致活動を展開し、工業団地の売却を進めるとともに、新たな工業団地の適地確保に努めます。

取組み事項	内 容
経営力の向上支援	商工団体との連携により専門相談体制を充実し、技術の高度 化や各種融資制度の充実などにより市内事業所の経営力の向上 を支援します。
地域産業の振興と新 たな創業支援	商工業と農業や観光事業との連携を図り、異業種間交流による地場産業の振興を図ります。地域の活性化や新たな就労の場づくりの視点に立ち、生活の質を高めるサービス産業など、新たな創業を支援します。
企業立地の促進	経済社会の変化に対応した優遇措置など、多様な手法を活用 して企業立地促進策を展開するとともに、新たな工業団地の適 地を確保します。
就労機会の拡大と雇 用対策	事業所立地の促進や創業の支援など、多様な就労機会を拡大 します。 関係機関と連携し、雇用に関する情報提供や相談機能を充実 します。

- ◎道の駅安達(下り線)整備事業
- ◎工場等立地促進事業

2. 自然・歴史・文化を活かした観光交流のまちをつくる(政策2)

【施策展開の視点】

本市の観光は、智恵子抄で名高い安達太良山とその山麓、岳・塩沢温泉、阿武隈川などの豊かな自然、二本松城跡の霞ヶ城公園、小浜城跡、宮森城跡、小手森城跡、城下の名残をとどめる街並み、古戦場、安達ヶ原の黒塚、智恵子の生家など多彩な歴史文化があります。また、二本松城跡と城下町である中心市街地には、300 有余年続いている「ちょうちん祭り」や日本最大の菊人形展が行われ、小浜の紋付祭り、木幡の幡祭り、針道のあばれ山車とともに本市の誇る大きなイベントとなっています。

現在、市内での観光入込客数は平成18年度で219万人とやや減少傾向にあります。このため、より一層の通年型及び滞在型の観光地づくりが必要となり、もてなしの観光まちづくりや安達太良高原、岳温泉、塩沢温泉の魅力づくり、まちなか観光の推進、食のブランド化などを掲げ、さまざまな観光資源の連携を強め、市民や事業者等の役割分担をもって進めていきます。

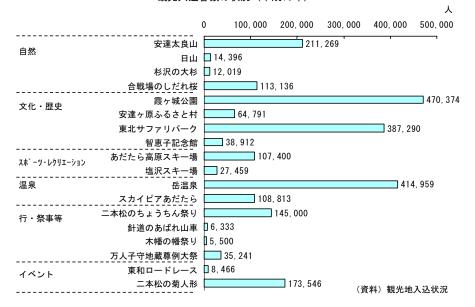
まちの顔ともいえる中心市街地は、360年余前の丹羽家入府から続く伝統ある商業拠点であると同時に霞ヶ城公園をはじめ、歴史や文化が集約され、まちの顔としての景観機能をもっています。歴史や風土に育まれた文化は、人々に精神的な潤いをもたらすと同時に個性、魅力でもあり、地域資源として大きな力をもっています。これまで形成、維持されてきた歴史や文化をうまく活かして整備していく必要があります。

一方、近年、「体験や味わう」観光、「心の安らぎ」を求める観光が強まっています。こうしたニーズを受け、本市の豊かな自然、歴史文化、食などを満喫してもらうことができるよう、 多様な観光交流を創出していくことが必要となっています。

本市では中国の京山県や米国のハノーバー 町及び、長野県駒ヶ根市との友好都市交流など により、国際交流・地域間交流を推進していま す。また、市内には青年海外協力隊訓練所があ り、滞在する外国人も多くなっています。国内 では、市内にある首都圏都市の林間学校施設な どを通して自治体間交流を進めています。異な る文化や生活習慣をもつ人たちと交流して理 解を深め、体験の幅を広げていくため、国際・ 国内交流をさらに推進することが求められま す。



観光入込客数の状況(平成18年)



めざすすがた

- 二本松の歴史遺産や祭り、四季に映える自然景観と、温かいもてなしを楽しみ に多くの観光客が訪れています。
- 歴史・文化資源が大切に保存され、後世に受け継がれています。

めざす指標

指標名	現状値	目標値	目標値
	(平成 18 年度末)	(平成 23 年度末)	(平成 27 年度末)
観光入込客数 (観光課調べ)	2, 186 千人	3,300 千人	3,500 千人

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

事業者

- もてなしやサービスの提供
- ・受け入れ体制の整備
- 交流環境の整備

市

- ・観光魅力の発信
- ・霞ヶ城公園及び周辺の整備
- ・二本松の歴史・文化に親しむ 機会の提供
- ・多文化共生の地域づくり
- ・交流事業の推進

市民

- もてなしの実践
- ・二本松の歴史・文化に関心をもち、親しむ
- ・(団体) 霞ヶ城公園の管理・運営 活動に協力
- ・(団体) 二本松の歴史・文化を守 る活動への参加
- ・多文化共生への理解と活動

(1) もてなし観光の推進(施策1)

多くの人に訪れてもらえるもてなしの観光まちづくりと、通年、滞在・回遊型の魅力ある観光地づくり、花と緑の景観形成などを推進します。また、既知の観光資源だけでなく、 隠れた地域の宝・資源を発掘して、市内外への情報発信に努めます。

取組み事項	内容
	観光協会等の組織強化を図り、訪れる人に優しい案内板の設
制光客受け入れ環境の整備充実	置や、地域ぐるみの観光ボランティアの育成、「食」のブランド
47 TE MIN 70 70	化などに取り組み、もてなし観光のまちづくりを推進します。
	霞ヶ城公園や市街地の歴史文化を活かしたまちなか観光、安
滞在・回遊型観光の	達太良高原や阿武隈高原をめぐる回遊型観光を推進します。ま
推進	た、岳温泉や塩沢温泉等の魅力の向上を図り、滞在型観光を推
	進します。
	市民による花や樹木の植栽を支援し、美しい景観を形成する
花と緑の景観形成	とともに、名木・巨木など自然景観の保全を図ります。また、
化と稼の京観形成	桜の名所づくりを推進し、後世の人々のやすらぎの場の創出に
	努めます。
	「智恵子のふるさと」、「安達太良山」や「菊のまち」のイメ
二本松の認知度の向	ージを、より多くの人に情報受発信することにより、イメージ
上	アップに努めます。また、観光イベントやフィルムコミッショ
	ン事業を通して、「二本松」の認知度の向上に努めます。

- ◎観光協会支援事業
- ◎花と緑の市民運動推進事業
- ◎イメージアップキャンペーン事業





(2) 歴史・文化資源の保存と活用 (施策2)

二本松の象徴である霞ヶ城公園をはじめ、市民が誇りとする二本松の歴史や文化の保存継承を推進します。また、これらの資源を活かして、観光や交流を推進します。特に国史跡に指定された二本松城跡の整備、大手門跡の整備について、市民や学識経験者とともに検討を進めます。

取組み事項	内 容
霞ヶ城公園の整備	四季折々の庭園の美しさや二本松の歴史・文化にふれ、親しむことのできる環境づくりを充実し、本市のシンボルとして内外にその名を高めることを目指し、国史跡公園にふさわしい整備を推進します。
文化財の保存	暮らしの中で受け継がれてきた文化遺産の保存・継承をするため、文化財保護を推進します。 郷土の歴史などに関する講演、講座などを通して、市民の文化財保護意識の高揚を図ります。
文化遺産の継承と活 用	景観などに配慮しながら、気軽に文化に親しむ環境を整備します。また、二本松市の歴史・文化に触れ、親しみ、理解を深める取組みを推進します。

《主な事業》

- ◎二本松城跡総合調査事業
- ◎文化財保護の支援事業

(3) 交流による地域活性化の推進(施策3)

農業体験、田舎体験等を中心とした観光や交流活動を推進し、長期滞在から二地域居住や定住につなげていきます。また、国際交流や国内での地域間交流を推進し、広い視野をもつ人材の育成と、世界に開かれたまちづくりを推進します。

取組み事項	内 容
体験型交流の推進	豊かな自然環境や地域の生活文化などと一体となって、余暇 活動を楽しむグリーンツーリズム等による滞在型の観光交流を 推進します。
二地域居住の推進	都市住民との交流を促進する中で、地域に根ざした継続的でより深い交流の実現に向け、二地域居住の受け入れ体制に取り 組みます。
国際交流の推進	友好都市との交流など、市民が主体となった国際交流活動を 促進するとともに、外国人と交流する機会の充実、イベントを 通した国際交流などに努めます。
地域間交流の推進	地域特性や地域資源を活用した市民主体の地域間交流につい て検討します。

- ◎グリーンツーリズム推進事業
- ◎国際友好都市交流事業
- ◎地域間交流事業

3. 活力と賑わいを創造する (政策3)

【施策展開の視点】

中心市街地は、まちの顔としての機能をもち、そこに集まってくる人々の楽しみと賑わいの場でもあります。限られた土地・建物を有効に活用し、商業機能はもとより交通の要衝として居住を促進し、交流人口の増加を図り、地域の賑わいを再生するとともに、都市機能を充実する必要があります。また、中心市街地における商業の果たす役割は大きく、その活性化はまちづくりの観点から重要な課題となっています。このため、歴史や文化資源を活かした商店街の街並み整備やイベントの開催などにより、集客力のある個性的な商店街づくりを促進していく必要があります。

一方、各地域に最寄品を中心とする商業集積があり、加えて幹線道路沿いには、大規模な量 販店の立地がみられ、地域の特性を生かした商業の活性化が必要となっています。

良好な市街地整備については、地域特性に整合した土地利用を進め、市街地としての機能を 高めることで快適でゆとりある居住環境の創造を図る必要があります。

市内の広域道路網は東北自動車道、国道のほか主要地方道、一般県道を基幹道路としています。また、都市計画道路は、27 路線 45,170mが計画決定され、中心市街地の路線を中心に事業化が進んでいます。

本市は市域が広く通勤や買い物などにおいて自動車を使用する割合が高いため、中心市街地 と周辺地域のアクセス向上に向けた整備や市街地整備と一体となったネットワーク化など市 内の骨格的道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。

広域道路網図



基

めざすすがた

- 中心市街地のまちづくりが進み、 街が賑わっています。
- 中心及び周辺市街地の居住環境 が整備され、活力がみなぎって います。

都市計画区域等の状況

(平成18年3月現在)

区分	面積(ha)	構成比(%)
用途地域	760. 0	100.0
第一種低層住居専用地域	59. 0	7. 8
第二種低層住居専用地域	1	1
第一種中高層住居専用地域	147. 0	19. 3
第二種中高層住居専用地域	12. 0	1.6
第一種住居地域	280. 0	36.8
第二種住居地域	3. 0	0. 4
準住居地域	-	-
近隣商業地域	32. 0	4. 2
商業地域	28. 0	3. 7
準工業地域	64. 0	8. 4
工業地域	135. 0	17. 8
工業専用地域	_	_
都市計画区域	11, 782. 0	

注)構成比は用途地域全体に占める割合

資料:都市計画年報

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
中心市街地の商店会等加入 店舗数 (商工課調べ)	185 店舗	188 店舗	190 店舗
中心市街地の居住人口 (商工課調べ)	11,031 人 (平成 17 年)	10,500人	10,500 人
小売業の年間商品販売額 (商業統計調査結果報告書)	50,059 百万円 (平成16年)	50,000 百万円	50,000 百万円

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

市民

- ・市内での商品・サービス の購入
- ・市街地活性化への協力
- ・ 道路整備への協力

事業者

- ・消費者ニーズへの対応
- ・市街地活性化への参加・協力
- ・環境に配慮した土地活用
- ・道路整備への協力

一市

- ・楽しく歩ける空間の整備
- ・ターミナルとしての環境整備
- ・都市・まちづくり事業の推進
- 国・県道の整備促進
- ・ 市道の整備

(1) 中心市街地の活性化 (施策1)

二本松のまちの顔である二本松駅前の整備を図るとともに、城下町の風情を残す中心市 街地に新たな交流と賑わいの創出を目指します。地場の伝統産業や地域生活に密着した商 業機能を活かしながら、街を楽しむ多様な要素の充実を図り、周辺地域の産業と連携した 中心拠点を形成します。

取組み事項	内容
賑わいのあるまちづ	中心市街地の活性化に取組み、商業、交通、文化等の諸機能 を中心市街地に集積させることにより、交通結節点機能とあわ せ、拠点集中型のまちづくりを推進します。
くりの推進	また、楽しく歩ける空間として小公園やアミューズメント施 設などを整備します。
商業まちづくり活動 の活性化	商工団体やまちづくり団体と連携を図り、イベントの充実、 経営近代化や I T導入などを支援します。

- ◎二本松駅周辺整備事業
- ◎商工団体支援事業





(2) 良好な市街地の形成 (施策2)

計画的な都市づくりを推進するとともに、地域特性を考慮しながら良好な環境整備を図ります。中心市街地を核として、良好な市街地を整備します。

取組み事項	内容
=1 44 4. +0 3 7 11	都市計画の基本指針となる「都市マスタープラン」を策定し、
計画的な都市づくり の推進	将来の人口配置などを考慮した計画的な都市づくりを推進し
₩ 16.75	ます。
	関係機関や地域住民の理解・協力のもと、地域特性に応じた
良好な住環境の整備	計画的なまちづくり事業を推進し、良好な住環境の整備を促進
	します。

《主な事業》

- ◎安達駅周辺整備事業
- ◎二本松駅南地区整備等

(3) 道路ネットワークの整備(施策3)

産業・観光交流の振興を支える幹線道路網を整備するとともに、地域の拠点と市街地を 結ぶネットワーク整備により、中心市街地の求心力を高め、地域の連携を強化します。

取組み事項	内 容
国県道の整備促進	国道の改良を促進するとともに、交通量が多く狭あい区間の
国宗理の登禰促進	残る主要地方道、県道については拡幅を促進します。
	都市計画道路の未整備区間の整備を推進し、中心市街地への
都市計画道路の整備	交通の円滑な誘導と交通渋滞の解消、歩行者の安全確保を図り
	ます。
*苦吸細の動性	広域幹線道路を補完し、交通の円滑化を図る主要市道整備の
道路網の整備	推進や、広域農道の整備を促進します。

- ◎県の合併支援道路整備促進
- ◎都市計画道路整備事業



1. 子どもを産み育てやすい まちをつくる(政策1)



- (1)子どもを産み育てやすい環境の 整備(施策1)
- (2)子育て家庭の経済的負担の軽減 (施策2)
- (3)子育てと仕事・家事の両立の支援 (施策3)
- 2. 次代を担う子どもたちを育て る(政策2)



- (1)確かな学力と体力の向上(施策1)
- (2)豊かな心の醸成(施策2)
- (3)地域教育の充実(施策3)
- 3. 学習、文化活動のさかんな まちをつくる(政策3)



- (1)多様な学習機会の提供(施策1)
- (2)芸術・文化活動の促進(施策2)
- (3)社会活動への参加の推進(施策3)
- 4. 健康づくりと生涯スポーツを 支援する(政策4)



- (1)市民の健康づくり促進(施策1)
- (2)スポーツ活動の推進(施策2)

1. 子どもを産み育てやすいまちをつくる (政策1)

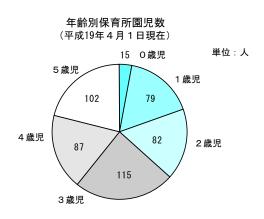
【施策展開の視点】

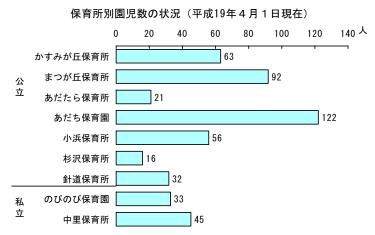
核家族化や共働き世帯の増加など、子どもや家庭をめぐる環境は大きく変化しています。本 市の出生数は年々少なくなってきており、平成18年度は512人となっています。男女ともに 未婚率が高くなってきていること、子育てに掛かる経済的負担から夫婦の望む子どもの数が持 てないことなどが少子化につながっています。こうしたことから若者が本市に定着し、結婚で きるよう就労の場や出会いの機会などを数多く創出する必要があります。

本市では結婚推進対策、出産や保育、医療等経済的支援に努める一方、保健福祉センターを中心に、妊娠から出産、育児など一貫した母子保健サービスを行っています。あわせて各地域に子育て支援センターの整備を進めており、子どもと家庭の総合的な相談窓口として、親同士がお互いの悩みを話し合うことができ、交流が図れる場としての機能充実を目指しています。また、子育てと仕事・家事の両立支援として多様化する保育ニーズに対応した保育サービスが求められています。

幼児期は、子どもが健全に成長し、人間性豊かな心を育んでいくための基礎となるきわめて 重要な時期です。核家族化や少子化の進行などにより、家庭で親の担う役割が大きくなってい る一方で、都市化の進展に伴い、地域の人間関係は希薄化しており、家庭や地域との連携を高 めていく必要があります。

市内には公立幼稚園が 16 園、私立幼稚園が 5 園ありますが、幼稚園における教育的機能の 充実と、近年高まりつつある保育ニーズへの対応が求められています。



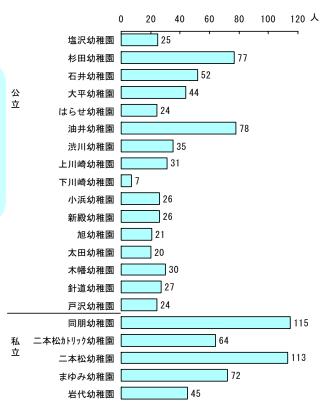


基

幼稚園別園児数の状況(平成19年4月1日現在)

めざすすがた

- 子どもを産み育てることに、夢 や希望を持てる環境が整って います。
- 乳幼児の発育が見守られ、地域での子育て支援が日常的に行われています。

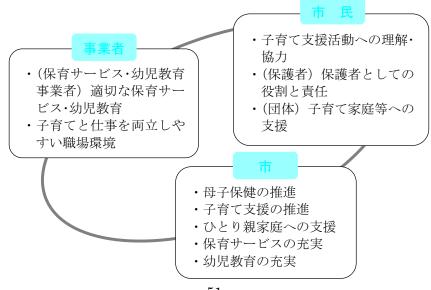


めざす指標

指標名	現状値	目標値	目標値
	(平成 18 年度末)	(平成 23 年度末)	(平成 27 年度末)
年少人口比率 (15 歳未満人口/総人口) (現住人口調査)	13. 9%	13.4% (推計値 12.6%)	12.7% (推計値 11.6%)

※ 年少人口比率の推計値は、コーホート法により推計したものです。

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆



(1)子どもを産み育てやすい環境の整備(施策1)

結婚、妊娠、出産及び育児に関する相談や指導など、子どもを安心して産み育てることのできる環境整備を図ります。幼稚園・保育所については、地域の実態に応じて機能分担や統廃合の検討を進め、必要な施設整備を行っていきます。

取組み事項	内容
結婚推進の充実	結婚に対する意識を高め、相談体制や出会いの機会づくりを
和始推進の元夫	支援します。
日フの独立さん以外	安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つよう各種相談、
母子の健康づくり推 進	保健指導を通して、保護者への育児支援、母子保健活動を推進
<u> </u>	します。
	乳幼児期の親子のふれあいを大切にして、妊産婦・新生児・
「出産・育児」訪問・ 相談の充実	乳幼児の訪問指導、乳幼児の発達や子育てについての育児相談
16成07元天	を充実します。
	さまざまな保育サービスや預かり保育に対応できる保育施設
幼児教育環境の充実	を整備します。また、保育所と幼稚園の連携を強化し、就学前
	の幼児教育を充実します。

- ◎妊婦健康診査事業
- ◎乳幼児訪問相談事業 (こんにちは赤ちゃん事業)



(2) 子育て家庭の経済的負担の軽減(施策2)

子育てに対する不安や負担が少しでも軽減できるよう、財政支出の可能な範囲で国の支援制度に加えた公費支援に努めるとともに、その内容・基準等については、一定の期間ごとに必要な見直しを行い、社会の変化に対応した支援を行います。

取組み事項	内容
育児費用の軽減	保育負担を軽減し、女性が仕事と家庭生活を両立できるよう
月元复用の軽減	努めます。
医療費の助成	子育て家庭が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成
医療員の助成	を行います。
計学授助の大学	保護者負担を軽減する遠距離通学者への補助など、就学援助
就学援助の充実	を充実します。

《主な事業》

- ◎保育料の軽減事業
- ◎乳幼児医療費助成事業

(3) 子育てと仕事・家事の両立の支援(施策3)

子育てと仕事・家事の両立支援に向け、多様な保育サービスの充実や地元や企業と連携 した地域ぐるみの子育て支援など、社会全体で子どもの成長を支え、見守る環境づくりを 推進します。

取組み事項	内容
多様な保育サービス の充実	保護者の就労形態や就労時間の多様化などによるさまざまな
	保育ニーズに応えるため、乳幼児保育や保育時間の延長など、
	地域の実情に応じた保育サービスの充実を図ります。
	子育てに関する総合的な拠点機能を充実するとともに、地域
to the total and the total and the total	の子育て支援体制の担い手となる人材の育成や民間ボランティ
地域や企業と連携した子育て支援の充実	アとの連携、地域による児童の健全育成活動を促進します。
たす自て文版の元矢	また、育児をしている勤労者が仕事と家庭を両立できるよう、
	企業・事業所等と連携して環境整備に努めます。

- ◎延長保育・一時保育促進事業
- ◎子育て支援センター運営事業

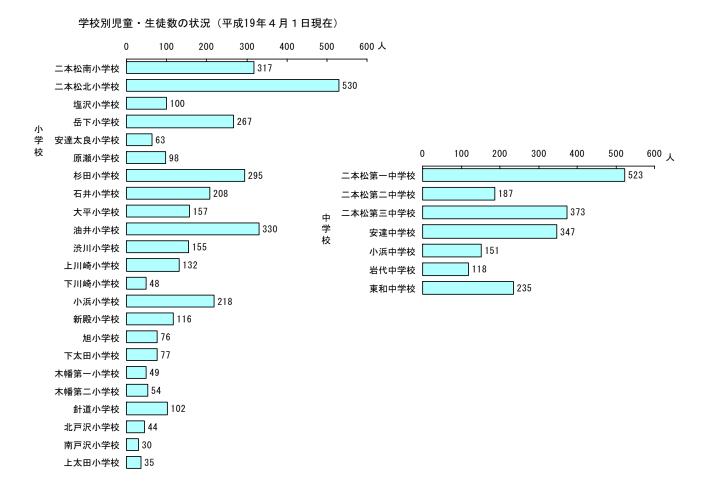


2. 次代を担う子どもたちを育てる(政策2)

【施策展開の視点】

学校教育については、小学校が23校、中学校が7校ありますが、小学校では複式学級が7校で実施されるなど、学校規模の適正化を進めていく必要があります。本市では、二本松に生まれ育ってよかったと思える二本松の教育の実現を目指して、学力向上と読書活動の推進、生徒指導の充実などに努めています。教育改革が進む中で、基礎的な学力を習得でき、豊かな心をもって「生きる力」を育む教育を推進していきます。

また、子どもにとって生涯にわたる健康づくりの基礎が形成されるこの時期での、食に関する理解と、「早寝、早起き、朝ごはん」運動等を通じての健全な食生活の浸透を図る必要があります。



54

基

めざすすがた

- 児童・生徒がそれぞれの個性と能力を発揮し、自ら学び自ら考える力を育んでいます。
- 児童・生徒が正しい生活習慣を身に付け、心身の健康に努めています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
小・中学校施設の耐震化率 (教育総務課調べ)	校舎 10/30 屋体 10/30	校舎 16/24 屋体 22/24	校舎 24/24 屋体 24/24
朝食を摂取する小学生の割合 (学校教育課調べ)	95. 6%	100.0%	100.0%
算数非常勤講師の配置	8校	10 校	12 校
生活相談員の配置	5 校	8校	8校
学校図書充足率 (学校教育課調べ)	98. 2%	100.0%	100.0%

施策の達成に向けた各主体の役割

- ・地域学習活動の支援
- 体験学習機会や場の提供
- ・(児童・生徒)より良い生活習慣づくり
- ・愛情をもって育てる
- ・子どもの成長を見守る
- ・体験学習機会や場の提供

学校

- 基礎学力の向上
- ・児童・生徒の体力向上
- ・児童・生徒の個性や能力を高める教育

市

- ・児童・生徒の健全育成
- ・教育環境の整備・充実
- 多様な体験活動の確保

(1)確かな学力と体力の向上(施策1)

児童・生徒が社会の変化に主体的に対応できるよう基礎学力の向上を図り、個性・創造性を育む教育と体力づくりを推進します。また、教育環境の向上と地域に根ざした特色ある教育を推進します。

取組み事項	内 容
141 -1m 14 - +6 144	老朽化した学校施設・設備については、計画的に耐震化を進め
教育環境の整備・ 充実	る一方、学校規模の適正化に努めます。また、保護者負担の軽減
70,7	など、児童・生徒の就学環境の充実を図ります。
基礎学力の向上対	基礎・基本的な学力の向上を図り、自ら課題を見つけ、学び、
策	考え、判断する資質や能力を育む教育を推進します。
4+ 12	個性に応じた教育を行うため、児童生徒の少人数指導体制など
特色ある学校づく りの推進	を整備します。また、地域に開かれた学校づくりを推進するとと
7 07 ILL	もに、地域に根ざした教育活動の充実を図ります。
	自ら健康管理ができるよう正しい食習慣の定着など、健康教育
	や学校保健事業を充実するとともに、安全で栄養バランスのとれ
児童・生徒の健康 づくり	た学校給食を提供します。
	また、児童・生徒の発達段階に応じた体力づくりの機会を提供
	します。

- ◎東和統合小学校建設事業
- ◎学力向上対策事業
- ◎「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進(食育の取組み)



(2) 豊かな心の醸成 (施策2)

子どもの豊かな心や社会性を育むため、心の教育を充実するとともに、児童・生徒が地域の一員である自覚を高める郷土教育や体験学習を推進します。また、子どもの健全な発達を支援する教育相談体制の整備充実を図ります。

取組み事項	内容
体験学習機会の推	多様な体験活動を通して、生命の大切さや思いやりを育む心の
進	教育を充実し、豊かな人間性や社会性を育成します。
教育相談活動の充	いじめや不登校などの多様な課題に対応するため、スクールカ
実	ウンセラーや教育相談員などによる相談活動の充実を図ります。
	人間形成過程において健全な精神を育むため、体験学習や読書
心の教育の推進	活動などを通して互いに認め合い、心の通い合う学校づくりに努
	めます。

《主な事業》

- ◎体験学習推進事業
- ◎読書活動推進事業(学校図書の充実)

(3)地域教育の充実(施策3)

学校・家庭・地域が連携し、地域コミュニティを核に世代間の交流ふれあいによる地域 ぐるみの教育活動を推進します。また、青少年の健全育成活動や公徳心高揚運動を推進し ます。

取組み事項	内容
	さまざまな交流を通して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割
学校、家庭及び地 域との連携強化	を理解し、学習機会や実践するための場・機会の確保・充実に努
以この圧 透底に	めます。
	次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長するよう家庭、学
青少年の健全育成	校、地域が連携し、ボランティア活動、異年齢間交流などの体験
	活動の場を提供し、積極的な参加を促します。
	子どもたちが思いやりの心や社会的規範を身に付けることが
公徳心高揚運動の 推進	できるよう、学校、家庭、地域が連携して公徳心の高揚に努めま
JE/CE	す。

- ◎家庭教育学級事業
- ◎青少年健全育成事業



3. 学習、文化活動のさかんなまちをつくる(政策3)

【施策展開の視点】

社会の変化に柔軟に対応し、心豊かな充実した人生を送るためには、生涯を通じて積極的に 学び続け、その成果を日常生活や地域社会などに活かしていくことが大切となっています。

本市では、各公民館を中心に、さまざまな生涯学習にかかる講座の開催や情報の提供などに努めています。時代の変化に対応できる現代的な課題を踏まえ、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えていくためには、さらなる学習機会の充実や学習環境の整備を図るとともに、相談活動の充実など総合的な支援が必要となっています。また、多様な分野と連携を保ちつつ、生涯学習を進めていけるよう、その推進体制を確立していくことが必要となっています。

本市には、さまざまな歴史や伝統文化、生活文化が伝えられているとともに、市民による文化・芸術活動が行われています。こうした活動をさらに発展・活発化させ、誰もが参加しやすい環境づくりが魅力あるまちづくりにつながります。そのためにも文化・芸術活動拠点施設整備が必要であり、老朽化に伴う市民会館(二本松文化センター)の対応策が求められています。

住みよい地域をつくるためには、地域コミュニティ活動が大きな役割を果たします。しかしながら、近年は少子高齢化の進展、生活意識の多様化、地域意識の希薄化などにより、地域活動は低調となっています。今後、身近な地域のことは地域で考えることを基本に各種団体・サークルなどの活動を支援していく必要があります。

市民が地域でいきいきと活躍できるよう就業環境の整備や社会参加の場の確保などに努めていく必要があります。



めざすすがた

- 子どもから大人まで、心身ともに健全で、心豊かに過ごしています。
- 地域の人材を活かし、地域の教育力が深まり、家庭への教育支援が進んでいます。
- さまざまな地域文化にふれあい、親しみ、学べる機会がたくさんあります。

めざす指標

指標名	現状値 (平成18年度末)	目標値 (平成23年度末)	目標値 (平成27年度末)
社会教育施設利用者数 (生涯学習課調べ)	275, 376 人	278,000 人	280,000 人
文化センター·ホール利用者 数(生涯学習課調べ)	58, 260 人	58,000 人	59,000 人
図書館等利用者数	84, 272 人	86,000 人	87,000 人

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

事業者

- ・学習活動の支援
- ・芸術・文化活動の支援
- ・芸術・文化活動に親しむ機会の提供
- ・ 高齢者の就労機会の提供

市民

- ・学習活動を行う
- ・芸術・文化に触れ合う
- 自治会活動に参加
- ・生き生きとした生活を送る
- ・(団体) 自主的団体運営を行う

ा

- 学習機会の提供
- ・学習の場の提供
- ・学習活動の支援
- ・芸術・文化活動に親しむ機会の提供
- ・地域づくり活動への支援
- ・高齢者の生きがいの推進

59

(1) 多様な学習機会の提供(施策1)

子どもからお年寄りまで、すべての市民の自発的な「学び」の意欲に応える多様な生涯 学習の機会を提供するとともに、「学び」を通じて「出会い」や「生きがい」が体感でき るよう、身近な施設・環境の整備充実を図ります。

取組み事項	内容
	生涯各期にわたり学習機会を提供することができるよう、多
生涯学習機会の拡充	様なニーズに応じた学習プログラムの提供を図ります。
生涯子首機会の拡工	市民が相互に教え、学びあい、その成果を地域活動やボラン
	ティア活動などに生かす仕組みをつくります。
	生涯学習施設の整備・充実とともに、学校の活用や事業者と
生涯学習施設等の整	の連携など既存施設を活用して学習の場を充実します。
備・充実	利用手続きや施設運営など利用者の立場から生涯学習施設
	の利便性を高めます。

《業事な主》

- ◎生涯学習講座の開催
- ◎岩代公民館改修整備事業

(2)芸術・文化活動の促進(施策2)

市民の自主的な芸術・文化活動の推進を図るため、活動支援や文化施設の整備を図ります。また、優れた芸術・文化が身近に鑑賞できる機会を提供します。さらに、市民の文化活動の拠点である市民会館の整備について、新たな建設も視野に入れて市民とともに検討を進めます。

取組み事項	内容
+/- +/	市民の文化・芸術活動を支援するとともに、市民と行政の協
芸術・文化活動の推 進	働による文化関連事業を充実し、地域に根ざした文化・芸術活
, <u></u>	動を推進します。
	市民の文化芸術活動を生み出す場として、また鑑賞ニーズに
芸術文化施設の整 備・充実	対応できる場として、市民会館(二本松文化センター)の整備
Jun	について検討を進めます。

《業事な主》

- ◎文化団体育成事業
- ◎市民会館の整備検討





(3) 社会活動への参加の推進(施策3)

生涯学習などさまざまな機会を通して、市民が自主的、自発的に組織する各種団体・サークル活動などを支援し、地域社会活動との連携、参加を促進します。また、地域の活力を維持していくため、高齢者の持つ知識・技術・芸術・文化の力を最大限発揮できる環境づくりに努めます。

取組み事項	内容
	地域住民による身近な支え合い活動を支援するとともに、市
各種団体・サークル 活動の支援	民活動団体、サークル、ボランティアなどと連携した地域づく
/11 3/1 V/ X 1 / X	りを推進します。
	元気な高齢者がいきいきと生活することができるよう、経験
	と能力を活かした就労機会の確保やボランティア活動、世代間
高齢者の社会参加の 促進	交流など、地域で幅広く活躍できる環境づくりを推進します。
	趣味やレクリエーション活動など、さまざまな生きがいづく
	りを支援します。

- ◎社会教育団体支援事業
- ◎高齢者等社会活動促進事業(老人クラブ活動支援)

4. 健康づくりと生涯スポーツを支援する (政策4)

【施策展開の視点】

食生活や生活習慣の乱れ、運動不足やストレスからくる健康への影響が指摘され、生活習慣病の増加がみられます。このように、生活習慣そのものが疾病と大きく関わりをもつ中で、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自らの生活の見直しや健康づくりに自発的に取り組むことが大切となっています。

また、医療制度改革が進む中で、保健行政は、生活習慣病の予防に焦点を絞った施策へと政策の流れが変化してきています。こうした流れを踏まえた中で、各種健康診査や介護予防、健康相談など総合的な保健サービスを推進していく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動は、心身の健康、生活習慣病の予防など健康づくりに役立ちます。また、地域の仲間づくりなど生活の豊かさも享受することができます。本市では、陸上競技場、カヌーコース、総合射撃場、グランド、体育館、プール、テニスコート、学校施設などスポーツ施設を提供するとともに、各種スポーツ教室などを通じて運動プログラムを提供しています。また、本市の豊かな自然との交流の中で、スキーやウォーキング、トレッキング、カヌーなど多彩なスポーツ活動が行われています。

すべての市民が、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らすことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を通した効果的な健康づくりを支援していく必要があります。

めざすすがた

- 市民が定期的に検診等を受診し、健康で充実した生活を送っています。
- 日常生活の中にスポーツやレクリエーション活動が定着し、市民の体や心のケア に活かされています。

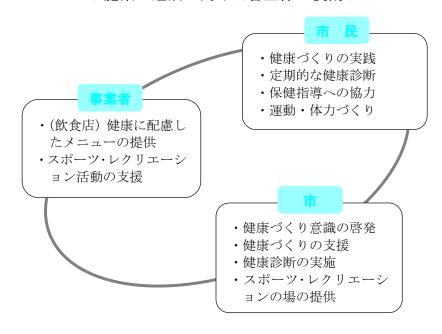




めざす指標

指標名		現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
市が行う検診等の受診率 (健康増進課調べ)		47.0%		
	特定健康診査受診率	_	60%	80%
特	定保健指導実施率	_	40%	60%
1	ポーツ施設利用者数 生涯学習課調べ)	503, 997 人	499,000 人	499,000 人

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆



(1) 市民の健康づくり促進(施策1)

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身に付け、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を延ばせるよう自主的な健康づくりを支援するとともに、生活習慣病予防をはじめとする保健サービスの推進、保健指導の推進に努めます。

取組み事項	内 容
市民の健康づくり運動の推進	市民が主体的に自らの健康状態を自覚し、健康づくりに取り
	組めるよう支援し、健康教育、健康相談、生活習慣の改善指導
	など健康増進計画を推進します。
保健サービスの充実	生活習慣病の早期発見と予防や感染症予防、女性及び乳幼児
	の健康の保持、歯科保健など保健サービスの充実を図ります。

《主な事業》

- ◎健康づくり推進事業
- ◎生活習慣病予防事業
- ◎歯っぴいスマイル事業

(2) スポーツ活動の推進(施策2)

市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、生涯を通じて心身ともに健康に暮らし、地域に温かなコミュニケーションが形成される環境づくりに努めます。また、市民が身近にスポーツを楽しむことができる施設を提供します。

取組み事項	内容
	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しめる総合型地域ス
生涯スポーツの振興	ポーツの振興を図ります。
	健康・体力づくり教室やスポーツ教室の拡充、市民体育祭や
	スポーツイベントの充実などに努めます。
スポーツ施設の整備・充実	スポーツ施設の適切な維持管理と整備・改修を推進し、施設
	の機能向上と快適性を高めます。また、利用手続きや施設運営
	など、利用者の立場からスポーツ施設の利便性を高めます。

《業事な主》

- ◎総合型地域スポーツクラブ支援
- ◎学校体育施設開放事業
- ◎地域体育館整備事業
- ◎市民プールの整備検討



第3章 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり(政策の柱3)

1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる(政策1)



- (1)資源の循環利用の促進(施策1)
- (2)生活排水処理による水環境の保全 (施策2)
- (3)環境保全の推進(施策3)
- (4)環境に配慮した農林業の振興 (施策4)

2. 快適な生活環境をつくる (政策2)



- (1)公共交通の充実(施策1)
- (2)水の安定供給(施策2)
- (3)居住環境の整備(施策3)

3. 市民の生命と財産を守る (政策3)



- (1)防災対策の推進(施策1)
- (2)耐震対策の推進(施策2)
- (3)治山・治水対策の推進(施策3)
- (4)地域の安全対策の充実(施策4)

4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる(政策4)



- (1)地域医療の充実(施策1))
- (2)高齢者や障がい者への 福祉サービスの充実(施策2)
- (3)社会保障制度の確立(施策3)
- (4)生活相談の充実(施策4)
- (5)暮らしやすい環境整備(施策5)

1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる(政策1)

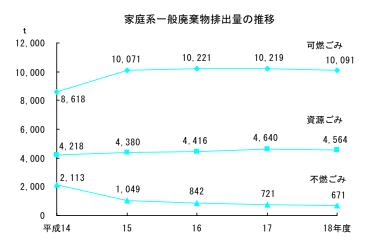
【施策展開の視点】

わが国ではごみの減量化、再利用、再資源化を進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない、持続的に発展することのできる循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。本市においても、安達地方広域行政組合との連携により、ごみの減量化、再資源化に向けた取組みを進めているところですが、市民一人あたりのごみ排出量は依然として増加傾向にあります。市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化や再利用・再資源化に向けて幅広い取組みを強力に推進していく必要があります。

また、水資源の循環的利用も大きな課題となっています。水質汚濁の主な原因となっている 生活排水については、生活排水処理施設の整備等により、改善されつつありますが、さらに、 水質の保全や水辺の回復・保全など総合的な水環境の改善を進めていく必要があります。

環境問題は、水質汚濁や騒音など地域の環境問題としての公害、有化学物質による健康被害、 地球規模での温暖化の問題まで非常に複雑多岐にわたります。また、被害者が同時に原因者で もあることから、環境への配慮と共生する意識をさらに高めていく必要があります。

農林業は、その生産活動を通じて水源のかん養、自然環境の保全、やすらぎの場の提供などいろいろな機能を果たしています。特に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)について、国は森林による吸収効果に高い期待をもっており、環境問題の上からも森林の保全が求められます。また、食品の安全性への関心の高さなどとあいまって、環境保全型農業の推進は、市の農業全体のイメージアップにもつながることが期待されます。



下水道計画

	二本松処理区	岳処理区	安達処理区	岩代処理区
目標年次	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
処理区面積(ha)	708	35	211	77
定住人口(人)	19, 400	570 3,500(宿泊観光) 330(日帰観光)	5, 100	1, 470

めざすすがた

- 市民一人ひとりがものを大切に利用し、「もったいない」の心でごみを出さないよう努めています。
- 生活排水が適切に処理され、快適な住環境が維持されています。
- 市民みんなが地球環境に配慮した生活を送っています。
- 豊かな自然環境と調和した循環型農業が行われています。

めざす指標

	指標名	現状値 (平成18年度末)	目標値 (平成23年度末)	目標値 (平成27年度末)	
一人当たりのゴミの排出量 (年間) (生活環境課調べ)		290kg	230kg	226kg	
水洗化率		38.8%	66. 4%	76. 2%	
	下水道接続率 (処理区域内) (下水道課調べ)	55.0%	63. 2%	66. 4%	
	浄化槽整備率 (生活環境課調べ)	23.8%	34.6%	40.0%	
エコファーマー認定件数 (農政課調べ)(H19.3.31)		230 件	300 件	350 件	

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

車拳妻

- ・ごみの適正処理
- 生活排水処理施設の適正管理
- 地球環境配慮の事業活動促進
- ・不法投棄をしない
- ・(森林所有者) 森林の適切な整備・管理
- ・(農家) 有機質の肥料の活用

市展

- ものを大切にする
- ・買い物にマイバック等を持参
- ・資源ごみの集団回収への協力
- ・ごみの分別排出への協力
- ・生活排水処理施設への接続
- ・環境保全・美化活動への参加
- ・不法投棄をしない
- ・ 里山の保全

#

- ・ごみ減量意識の啓発
- ・ごみ減量・再資源化への取組み
- ・ごみの適正収集・運搬・処理
- 生活排水処理施設の整備
- ・ 水洗化の促進
- ・環境保全型農業の推進
- 不法投棄防止の推進

【施策】

(1) 資源の循環利用の促進(施策1)

ごみの発生抑制による減量化を推進するとともに、ごみを廃棄物としてではなく、循環 資源として捕らえることで、再利用・再資源化を図り、循環型社会の実現に向けた運動を 推進します。また、安達地方広域行政組合事業としてリサイクル施設の整備を進めます。

取組み事項	内容
ごみの減量化の促進	ごみ減量意識の啓発とともに、マイバック持参運動などごみ
このの減重化の促進	を出さない運動を推進します。
	市民のリサイクル活動を支援し、効果的で持続的なリサイク
資源の再利用・再資 源化の促進	ルシステムを確立します。また、生活排水汚泥や家畜糞尿、生
111 10 V PC PC	ごみなどの未利用資源の再資源化を推進します。
	ごみの適正な処理について啓発・指導を行うとともに、効率
ごみ・し尿処理施設 の整備	的なごみ収集処理システムやし尿処理体制の整備を推進しま
V) ∓ I/H	す。

《主な事業》

- ◎もったいない運動の推進
- ◎資源回収団体支援事業



(2) 生活排水処理による水環境の保全(施策2)

河川や水路の水質の浄化と快適な居住環境の確保に向け、公共下水道の整備や浄化槽の 設置助成による排水処理適正化の促進を図るとともに、生活排水路の整備を推進します。

取組み事項	内 容
下水道の整備と接続	公共下水道事業の計画的整備を推進し、公共下水道供用開始
促進	区域内世帯の、公共下水道への接続を促進します。
浄化槽設置の推進	公共下水道地域外については、浄化槽の設置推進による生活
	排水処理を進めます。
生活排水路の整備	生活排水路の整備と適正な維持管理を推進します。

《主な事業》

- ◎公共下水道整備事業
- ◎浄化槽設置助成事業

本

(3)環境保全の推進(施策3)

市民、事業者、行政が連携した環境保全・環境美化運動を推進します。また、豊かな森林づくりや自然公園の保全を通して、地球温暖化防止対策を推進します。

取組み事項	内容
理性収入・理性学ル	環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すなど、環境保
環境保全・環境美化 の推進	全活動を推進します。また、不法投棄の防止に向けて、監視体制
	の強化とともに、市民の協力を得ながら、環境美化を推進します。
	水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対し
公害防止体制の整	ては適正な管理や改善の指導を行います。
備	環境ホルモン(ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質)
	など新しい環境問題について情報の収集と対策を進めます。
豊かな森林づくり	市内外の人たちのボランティア活動の力を借り、複層林、混交
の推進	林の森林づくりを目指します。
自然公園の保全	自然公園を保全し、豊かな森林を活用した環境教育や自然体験
日然ム国の休主	学習の場としての活用を図ります。

《主な事業》

- ◎不法投棄対策事業
- ◎緑の基本計画策定事業



(4)環境に配慮した農林業の振興(施策4)

二本松市の豊かな自然を維持するうえで農林業が大きな役割を担ってきたことから、環境保全型農業の推進を図るとともに、地域と連携して農地や里山の保全を図り、自然景観と美しい環境の維持に努めます。

取組み事項	内容
で は 仏 人 刑 曲 类 の	畜産農家と耕種農家の連携等の地域循環システムの取組みな
環境保全型農業の 推進	ど、環境負荷の少ない生産方式の普及に努め、有機質資源を利用
,,,,	した環境保全型農業を推進します。
	農地、森林、水等の自然資源を活かした里山を保全し、身近な
里山の保全・活用と	緑を活用した自然とのふれあいの場づくりを推進します。
鳥獣対策	有害鳥獣による農作物被害を最小限に抑える対策を充実しま
	す。
**	遊休農地を活用した農山村の景観づくりやバイオエネルギー
遊休農地の有効活 │用	の研究利用などを図ります。
713	地域イベントや農作業体験など観光交流型農業を推進します。

《主な事業》

- ◎堆肥センター整備事業
- ◎農地・水・環境保全向上対策事業

2. 快適な生活環境をつくる (政策2)

【施策展開の視点】

日常の道路・交通、水道、居住環境、住宅などの生活基盤施設は、暮らしの基本となる施設です。道路・交通は、市民の暮らしを支える最も重要な基盤となっています。幹線市道は比較的高い整備状況にありますが、一般市道においては、地形条件から一部幅員等の確保が困難な路線もあり、日常生活に支障をきたすことのないよう拡幅整備を行うとともに、側溝排水路の改修や安全施設の整備など、快適で安全な道路づくりを進めていく必要があります。

公共交通については、鉄道・バス、いずれも通勤・通学、買い物など市民の日常生活にはなくてはならない交通手段ですが、マイカーへの依存度が高いため利用者は減少傾向にあります。 それに伴い、鉄道・バスとも運行回数の減少が続いています。バス交通については、規制緩和も加わりバス路線の廃止もみられ、新たなバス交通のあり方について検討していく必要があります。

水道については、安全で良質な水の安定供給と未普及地域の解消が課題となっています。

居住環境は市民生活の基礎となるものですが、周辺地域においては地域の交流活動を支援し、 生活を支える基本的な機能の整備を地域拠点を中心に進め、地域の活性化につなげる必要があ ります。また、集落環境を整備し、快適性の向上が求められています。

公営住宅は、老朽化した市営住宅への対応、高齢者仕様の住宅の普及促進などが課題となっています。

本市の情報通信基盤は、**ブロードバンドサービス提供エリアが約76%にとどまり、事業者との連携による情報通信基盤の整備を促進する必要があります。

※ブロードバンド:一度に大量の情報を高度に送受信できる通信回線。

市道の状況

(H19.4.1現在)

		路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
			(m)	(m)	(%)	(m)	(%)
幹絲	市道	158	339,096	326,803	96.3	336,525	99.2
	1級市道	65	167,362	164,761	98.4	167,099	99.8
	2級市道	93	171,734	162,042	94.3	169,426	98.6
その	他市道	4,188	1,634,296	608,131	37.2	756,551	46.2
市道合計		4,346	1,973,392	934,934	47.3	1,093,076	55.3

本

めざすすがた

- 利用しやすい公共交通等により市民が容易に市内を移動しています。
- 安全でおいしい飲料水が安定して供給されています。
- IT(情報通信技術)の活用により、市民の情報活用、交流が広がっています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
過疎地域の人口減少率 (直前5年間)(現住人口)	8.75%	7.17%	3.78%
水道普及率 (水道統計調査)	76. 84%	83. 93%	86. 99%

施策の達成に向けた各主体の役割

- ・(鉄道事業者) 鉄道輸送力の増強
- ・(バス事業者) バス路線の維持
- ・(鉄道・バス事業者) 利用に配慮し たバリアフリー化
- ・水の大切さの理解
- 情報通信基盤の整備

- 鉄道・路線バスの利用
- ・水の大切さの理解
- ・地域の交流活動への参加
- 集落環境整備への参加
- ・公園の管理・運営への参加
- ・ 基礎的情報技術の習得

- ・集落環境整備への支援
- ・ 市営住宅の整備
- ・市民の情報交流の促進

- ・ 道路環境の整備
- ・公共交通の確保・充実
- 水道水の安定供給

【施策】

(1)公共交通の充実(施策1)

日常生活の安全と利便性の向上を図るため、地域生活に密着した道路環境の整備については、できるだけ多くの箇所を改修できるよう局所的に推進することとします。また、児童生徒の通学や高齢者等の福祉対策も視野に入れた生活優先の公共交通の確保に努めます。

取組み事項	内 容
道路環境の整備	道路の維持補修や交通安全施設整備、側溝改修を進め、安全
担	に通行しやすい道路環境の整備を進めます。
	公共交通の確保・充実については、現在の鉄道・生活バス路
公共交通の確保・充	線を基本に、総合的な市の公共交通のあり方を検討し、誰もが
実	利用しやすい公共交通とするとともに、生活路線バスの利用促
	進に努めます。

《主な事業》

- ◎道路環境整備事業(道路・側溝改修、道路照明等)
- ◎生活路線バス維持対策事業

(2) 水の安定供給(施策2)

安全でおいしい水の安定した供給を確保するため、水道施設の計画的な整備、水質管理 などを徹底するとともに、良質な水源の確保を図ります。

取組み事項	内容
水道施設の整備と未	上水道及び簡易水道による給水区域の拡張を図るとともに、
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	既存水道施設の老朽化に伴う配水管改良などを推進します。
	水道事業の安定化をめざし、水道料金の見直しを図ります。
ウ紙とよぼの物件	上水道及び簡易水道の計画区域以外の地域については、生活
良質な水源の確保	用水確保対策事業を推進し、良質な生活用水の確保に努めます。

《主な事業》

- ◎上水道・簡易水道整備事業
- ◎生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事助成事業)



(3) 居住環境の整備(施策3)

過疎化の進行する中山間地域の生活を支えるため、地域の拠点地区を中心に、公的サービス機能、商業機能等の維持・集積を進めるとともに、地域の実情に応じた集落環境の整備を推進します。

住宅対策については、所得や年齢等の理由による住宅困窮者対策を優先に公営住宅の整備を推進します。

情報化社会への対応として、民間による通信基盤整備を促進するとともに、IT (情報通信技術)を活用した行政サービスの向上に努めます。

取組み事項	内容
地域拠点の機能整備	医療や福祉、教育、小売機能など、生活を支える基本的な機
地域拠点の機能電闸	能の整備については、地域の拠点地区を中心に進めます。
集落環境の整備	地域コミュニティを確立し、地域住民の知恵と力を結集して、
未洛現境の笹脯	地域の活性化に努めます。
	市営住宅の老朽化に対応した適切な維持管理に努め、経過年
公営住宅の整備	数などを考慮した計画的な補修・改修を行います。また、低廉
	な家賃で良質な市営住宅を供給します。
公園機能の整備	公園・緑地の整備及び保全のための施策を明らかにする「緑
公園機能の登開	の基本計画」を策定し、憩いの空間を整備・保全します。
ltten k	ITを活用した行政サービスの向上や、地域情報の受発信、
情報ネットワークの 整備	市民の情報交流を支援します。また、テレビの地上デジタル放
표 씨의	送の円滑な移行・普及に努めます。

《業事な主》

- ◎市営住宅建替事業(茶園地区)
- ◎公園整備事業 (表地区)



3. 市民の生命と財産を守る(政策3)

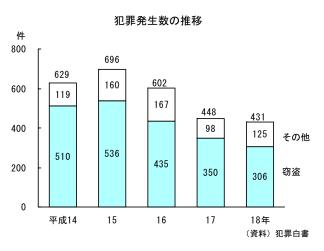
【施策展開の視点】

市民の生命や財産の安全を確保するため、不意に襲ってくる風水害や大規模地震などに対して、日頃から備えておくことが重要となります。市民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織を中心に地域の防災体制の強化により、隣近所が協力し、子どもや高齢者、障がいをもつ市民の避難や救助を行っていくことのできる災害に強いまちづくりが求められています。過去の大規模地震の教訓を踏まえて、被害を最小限に食い止めることができる地域防災力の向上が必要となっています。

消防・救急体制は、安達地方広域行政組合による常備消防と消防団により構成されています。 消防団は、災害時に重要な役割を果たしていますが、地域によっては人口減少や少子高齢化の 進展などとともに、消防団員の確保が難しくなっており、消防団の再編が必要となっています。 一方で、治山・治水対策は、安心して生活環境を確保するためにも必要不可欠です。本市の

一方で、治山・治水対策は、安心して生活環境を確保するためにも必要不可欠です。本市の地勢的特性は、台風や集中豪雨などにより、中小河川の氾濫やがけ崩れなどを招いており、河川の浸水被害対策としての河川改修や地すべり対策などの土砂災害の防止対策などを推進していく必要があります。また、森林や農地がもつ国土保全、水源かん養機能に着目した保安林の整備や農地の保全などが重要となっています。

近年における急速な都市化の進展は、従来地域がもっていた犯罪や事故に対する抑止機能を 低下させるなど、犯罪や事故がますます身近な問題となり、市民が安心して暮らせるまちづく りは重要な課題となっています。





本

めざすすがた

- 風水害や地震など、自然災害に強い安全なまちが形成されています。
- 市民の防災意識が高まり、自主防災組織が確立されています。
- ◆ 市民一人ひとりの防犯意識、交通ルール・マナーが高まるなど、安全な暮らしが実現しています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)
消火栓数 (生活環境課調べ)	944 基	970 基	990 基
市民交通災害共済加入率	53.6%	70.0%	80.0%

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

車拳車

- ・自主防災組織に参加
- ・災害時に備える
- ・法令などを遵守した宅地開発
- ・防犯組織に参加
- ・交通ルールやマナーの遵守

市民

- ・自主防災組織に参加
- ・災害時に備える
- ・森林・農地の災害防止機能へ の理解
- ・防犯組織に参加
- ・交通ルールやマナーの遵守

市

- ・防災意識を高める
- ・自主的な防災活動の支援
- ・災害時の援護体制の確立
- ・公共施設の耐震化
- ・防犯体制の強化
- ・交通ルールやマナーの教育
- ・交通事故が起こりにくい環境 整備

【施策】

(1) 防災対策の推進(施策1)

災害時に的確に対応できる体制の強化、設備の整備充実を進め、地域防災力の向上に努めます。また、消防団活動等による火災予防に努めるとともに、火災発生時に備えた消防施設の整備を推進します。

取組み事項	内 容		
	市民の防災意識を高め、自主防災組織の育成と活動を促進す		
防災体制の強化	るとともに、近隣での見守り体制を確立します。		
の火体前の短に	災害時の情報伝達体制の強化や防災設備・備品等の計画的な		
	整備を進めます。		
火災予防の推進	市民の火災発生予防意識を高めるとともに、高齢者への火災		
火火 下防仍推進	予防活動や集客施設への指導などを推進します。		
消防力の充実	消防水利の計画的な整備を進めるとともに、消防団員の確		
用切りの工夫	保・育成に努め、消防屯所・設備の計画的な整備を図ります。		

《主な事業》

- ◎防災設備·備品整備事業
- ◎消防施設等整備事業



(2) 耐震対策の推進(施策2)

大規模な地震発生に備え、市民生活の安全確保に向け、公共施設の耐震改修を進めると ともに、民間住宅の耐震対策を推進します。

取組み事項	内容
公共施設の耐震化推 進	大規模施設や災害時に活動拠点となる公共施設などの耐震 化を促進します。
耐震診断・改修の促進	民間住宅の耐震診断・改修について指導を推進します。

《主な事業》

◎公共施設の耐震改修事業

(3) 治山・治水対策の推進(施策3)

土砂災害や浸水被害を防ぐため、国や県と連携して治山・治水対策を推進するとともに、 森林・農地のもつ災害防止機能を維持するため、その保全に努めます。

取組み事項	内容
治山・治水対策の推	土砂災害の防止対策を推進するとともに、洪水・浸水被害を
進	防止するために河川改修を促進します。

《主な事業》

- ◎河川改修事業の促進(国・県)
- ◎治山事業の促進(県)

(4) 地域の安全対策の充実(施策4)

防犯、交通安全意識の高揚に努めるとともに、家庭、学校、地域、警察、消防などの相 互協力により、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進します。

取組み事項	内容
	地域の自主防犯活動を積極的に支援するとともに、警察と連
防犯体制の強化	携し地域安全情報の提供に努めます。また、夜間の安全確保を
	図るため、街路灯の整備を進めます。
	市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守るとともに、交通
交通安全の推進	安全教育の推進、交通安全施設の整備、迷惑駐車の追放など交
	通安全対策を総合的に推進します。

《主な事業》

- ◎地域安全パトロール隊設置事業
- ◎交通安全推進対策事業



4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる (政策4)

【施策展開の視点】

市民一人ひとりが地域で安心して暮らすためには、身近な地域においてそれぞれの症状に応じて迅速で適切な医療を受けられるようにすることが必要となっています。

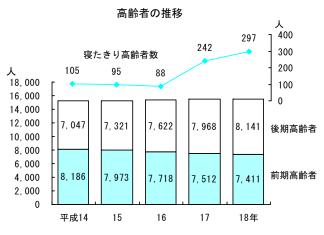
本市の高齢化率は平成17年の国勢調査で24.5%と高く、加えて一人暮らしや夫婦のみの高齢者が増えています。高齢者、障がい者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきとした生活を送れるよう、多様なニーズに対応した保健福祉施策の展開や地域での助け合い活動、暮らしやすい住宅確保への支援や福祉のまちづくりなどが必要となっています。

介護保険や障がい者自立支援制度の導入に伴い、高齢者や障がい者に対する支援の枠組みが 大きく変化してきている中、それぞれの利用者の視点に立って、円滑かつ適正に提供できる体 制を整備することが必要となっています。また、高齢者や障がい者の権利擁護に取り組むこと が必要となっています。

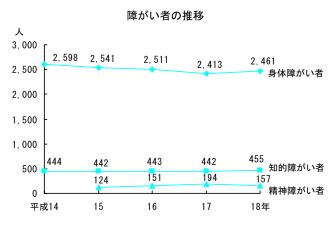
社会保障制度は介護保険や医療保険制度の改正など、相次ぐ制度の改正が行われています。 制度改正の趣旨の普及など、適切な利用を促していくことが必要となっています。

日常生活における消費者の利便性は高まっていますが、商品・サービスの複雑化や高齢者を 狙った振り込め詐欺などの消費者被害が増え、また食品の安全確保も課題となっています。

現代社会においては、高齢者や子どもへの虐待、国籍や性による差別などさまざまな人権問題があり、市民一人ひとりが人権に対する理解を深める必要があります。



(資料) 福島県現住人口調査年報 (10月1日現在)、 二本松市社会福祉の概況 (年度末) (寝たきり高齢者はH14~16、データのない地域がある)



(資料) 二本松市社会福祉の概況、二本松市障がい者計画策定資料 (精神障がい者の平成14年度は、旧二本松市のデーターなし)



めざすすがた

- 市民が安心して適切な医療を受けることができています。
- 高齢者や障がい者が、地域社会の中で安心して暮らし続けています。
- 高齢者や障がい者をはじめ、市民が緊急時に対応できる施設が整っています。

めざす指標

指標名	現状値	目標値	目標値
	(平成 18 年度末)	(平成 23 年度末)	(平成 27 年度末)
要介護(要支援)認定者に おけるサービス受給者割合 (介護保険事業状況報告)	77.5% (H19.5 現在)	80.0%	80.0%

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

主世史

- ・質の高いサービスの提供
- ・(医療保険者) 特定健診及 び保健指導の実施
- ・商品等についての適切な 表示
- ・ユニバーサルデザインの 商品開発

市長

- かかりつけ医をもつ
- ・応急手当の実践
- ・介護保険料を納める
- ・福祉サービスの活用
- ・保険・年金制度への加入
- 人権の尊重

帀

- ・地域医療ネットワークの充実
- 高齢者自立の促進
- 介護保険事業の円滑な運営
- ・障がい者自立支援制度の適切な運営
- ・保険・年金制度の理解促進
- ・消費者相談への支援
- 人権意識の普及
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり

【施策】

(1)地域医療の充実(施策1)

市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、医療機関と連携した地域医療体制、救急医療体制の確保を図るとともに、これを補完するため岩代国民健康保険診療所の運営を継続します。

取組み事項	内容	
地域医療体制の充実	医師会と連携し、診療所、病院等の役割分担と連携強化を図 ります。	
救急医療体制の充実	医師会と連携し、休日・夜間の在宅当番医制を推進します。	

《主な事業》

- ◎岩代国保診療所の運営
- ◎救急医療事業(在宅当番医制、緊急歯科当番医制、病院群輪番制)

(2) 高齢者や障がい者への福祉サービスの充実(施策2)

誰もが地域で安心して生活できるよう、市民みんなで支え合う地域福祉を目指します。 高齢者の自立生活を支援するとともに、介護を必要とする高齢者が安心して必要なサー ビスを受けられる介護保険制度、障がい者の自立に向けた生活支援サービスなど、住み慣 れた地域での安心した暮らしを支援します。

取組み事項	内容
LLL LP 부드 케	高齢者や障がい者、子ども、誰もが住みなれた地域でいきい
	きと暮らせるよう、環境の整備を進めるとともに、地域住民や
地域福祉の推進	自治会、ボランティア団体、NPOなどのネットワーク化を図
	り、助け合い・支え合いの地域福祉を推進します。
	温泉活用による保養や健康増進、介護予防、デイサービス、
高齢者福祉サービス の充実	ホームヘルプサービスなどを充実し、高齢者の生活援助を充実
6776 20	します。
	介護保険の円滑な運営と一層の定着を進め、在宅での介護支
介護サービスの充実	援、施設の整備促進に努めます。
	また、苦情解決体制や利用者支援を充実します。
n+ 10. + 11 - + 15.1	障がい者が地域で自立して暮らしていけるよう、一人ひとり
障がい者生活支援サ ービスの充実	のニーズや適正に配慮した支援ができるようサービスを充実
こ人の元夫	します。
障がい者への就労支 援	障がい者の多様な就労の場を確保するため、地域に根ざした
	活動を展開する地域作業所などを支援します。
	就労支援センターの活用などにより、障がい者の一般就労の
	支援に努めます。

本

《主な事業》

- ◎温泉保養健康増進事業
- ◎地域生活支援事業





(3) 社会保障制度の確立 (施策3)

国の社会保障制度の中で、市が行うこととされている公的扶助、公的保険制度を適切に 実施します。また、年金など、他の機関が実施する社会保障制度については、市民の身近 な窓口として、制度の啓発と相談に努めます。

取組み事項	内容
	生活保障制度を適正に運用し、世帯の実情に応じた指導を充
│低所得者への生活保 │障	実するとともに、関係機関との連携により生活保護世帯への就
P T	労相談、指導などに努めます。
	国民健康保険制度の啓発と加入資格の的確な把握に努める
国民健康保険・介護 保険制度等の健全運	とともに、医療保険者(国保・被用者保険)として、生活習慣
	病予防のため、特定健診及び特定保健指導を推進し、医療費の
常	増嵩を抑制します。
	介護保険制度は、サービスの向上と介護保険財政の健全運営
	に努めます。
年金制度の相談	年金制度の啓発や、複雑な年金制度に関する相談を充実しま
	す。

《主な事業》

- ◎生活保護事業
- ◎国民健康保険事業
- ◎国民年金相談事業

(4) 生活相談の充実(施策4)

市民が安心して消費生活ができるよう、消費者意識の啓発と消費者相談の充実を図ります。

市民がお互いの人権を尊重することができるよう、人権意識の普及と、人権相談や行政相談体制の充実を図ります。

取組み事項	内 容
	消費者自らが知識や判断力を高め、適切な商品選択を行うこ
消費者意識の啓発、 相談	とができるよう、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者
1000	行政相談を充実します。
人権、行政相談	人権問題等に迅速に対応できるよう、人権、行政相談体制を
	充実します。

《主な事業》

- ◎消費者行政事業
- ◎人権擁護·行政相談事業

(5)暮らしやすい環境整備(施策5)

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰にとっても住みやすいユニバー サルデザインを活かした生活環境の向上を図ります。

取組み事項	内 容
ユニバーサルデザイ ンのまちづくりの推 進	公共的建築物、道路、公園などを整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

《主な事業》

◎JR二本松駅ホームエレベーター整備事業

政策実現のための方策と手法

第1章 市民との協働のまちづくり(方策の柱1)

1. 開かれた市政の推進(方策1)



- (1)広報・広聴の充実(手法1)
- (2)市政情報の提供・情報公開の推進 (手法2)

2. 協働の仕組みづくり(方策2)



- (1)市民参加と協働のルールづくり (手法1)
- (2)民間との連携・民間への移行 (手法2)

1. 開かれた市政の推進(方策1)

【施策展開の視点】

地方分権が進展する中で、市民と行政がそれぞれ情報を共有することにより、市民と行政が 一体となったまちづくりを進めていくためには、広報・広聴活動は重要な役割を担っています。 インターネットをはじめとする高度情報化の急速な進展などに伴い、市民の行政情報に対する 需要は大きく変化しています。

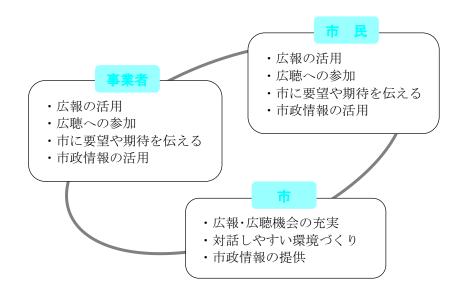
こうした中、市の施策や事業をわかりやすく、迅速に提供することが求められています。また、市民のニーズを行政に的確に反映した市民と行政の双方向のコミュニケーションを図るなど、市民参加型の行政運営を一層推進することが必要となっています。

情報公開において、請求に応じて行政文書を開示する開示請求制度は定着してきていますが、 開かれた市政を推進していくためには、個人情報保護体制の充実を図る中で、行政自らが行政 情報を積極的に公表していく必要があります。また、市の説明責任を果たすためにも、より多 くの情報を解りやすく、かつ、迅速に提供していく必要があります。

めざすすがた

- 市民の要望や期待が市政に適切に反映されています。
- 市政情報が積極的に提供され、市民の声が大切にされています。

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆



【施策】

(1) 広報・広聴の充実 (手法1)

市民と行政が一体となってまちづくりを進めるためには、目標と情報を共有することが 前提になります。これまでの手段に加え、携帯電話の普及に対応した情報提供など、迅速 でわかりやすい情報提供に努めるとともに、市民の生の声をくみあげ、市政運営に反映し ていくため広聴活動を充実します。

取組み事項	内容
	市民の市政への関心を高める分かりやすい広報紙を作成す
広報活動の推進	るとともに、新聞や市ホームページなどの多様な媒体を活用
	し、情報提供を図ります。
広聴活動の充実	ご意見箱の設置や住民懇談会など、多様な意見聴取の機会を
	設け市政への反映に努めます。

《主な事業》

- ◎「広報にほんまつ」と市ホームページの充実
- ◎住民懇談会の開催等

(2) 市政情報の提供・情報公開の推進 (手法2)

市政についての情報を提供し、市民と行政が情報を共有できるよう努めます。

取組み事項	内容
情報共有化の推進	行政資料やまちづくりに関する資料の公表など、積極的に情
	報公開に努め、市民と情報の共有化を図ります。
情報公開制度の充実	情報公開制度を充実するとともに、個人情報保護条例に基づ
	き、個人情報を適正に取り扱います。

《主な事業》

◎財政状況や各種計画の進捗状況の公表



2. 協働の仕組みづくり (方策2)

【施策展開の視点】

自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、21 世紀の地域課題を解決するには、従来の枠を越えた形での市民と行政の協働体制の確立や、市民・各種団体、NPOなどの自主的なまちづくり活動等が一層求められています。

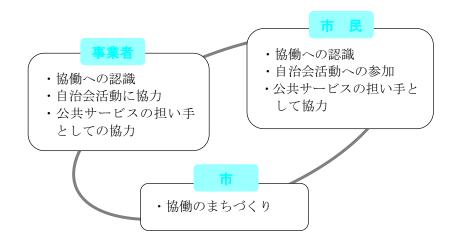
これからは、あらゆる活動主体がそれぞれの責務を果たしながら、相互に連携することにより、公共サービスの質的向上を図ることが求められます。

一方、市が提供する業務について民間に開放し、民間のノウハウを導入するなど事業をより 効果的かつ効率的に行うことのできる体制にしていく必要があります。

めざすすがた

- 市民と行政の協働を進めていくためのさまざまな仕組みが整っています。
- 民間企業と行政の役割分担・連携が適切に行われ、公共サービスの質的向上と効率化が確立しています。

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆



【施策】

(1) 市民参加と協働のルールづくり (手法1)

多様な活動の主体と行政との協働を円滑に進めるため、市民の理解を得たうえで協働の 仕組みづくりを推進するとともに、地域の自治組織による活動の推進や、性別に関係なく 個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に努めます。

取組み事項	内 容
	市民が自ら自覚と責任をもって参加できる仕組みをつくる
協働の仕組みづくり	とともに、協働の原則を盛り込んだ協働ルールなどを明らかに
	します。
地域自治活動の推進	地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、地域を支え
	る自治会活動を推進します。
男女共同参画の推進	男女が共に社会のパートナーとして活躍できる男女共同参
	画社会の実現に向け取り組みます。

《主な事業》

- ◎市民との協働による地域自治推進事業
- ◎男女共同参画推進事業

(2) 民間との連携・民間への移行 (手法2)

民間事業者の経営手法や知識・能力を活用することで、サービスの向上や経費の節減が 図られるものについては、市民の理解を得ながら「民間と行政の連携・民間と行政の機能 分担」や「行政から民間への移行」を推進します。

取組み事項	内容
協働型事業の推進	市民や各種団体、NPO、事業者等と連携した協働事業を推
励倒空争未の推進	進するための仕組みをつくります。
指定管理者制度の活	事業効果が期待できる事業については、指定管理者制度など
用・外部委託の推進	各種制度の活用により、外部委託を推進します。

《主な事業》

◎事務事業の外部委託の推進



第2章 自立できる自治体経営への転換 (方策の柱2)

1. 効率的な行財政の推進 (方策1)



- (1)親切で明るい市役所の推進(手法1)
- (2)効率的・効果的な行政運営(手法2)
- (3)健全な財政運営の推進(手法3)

2. 市政改革の推進(方策2)



(1)市政改革の推進(手法1)

1. 効率的な行財政の推進(方策1)

【施策展開の視点】

これまでの成長を前提とした行財政システムそのものを抜本的に見直し、市行政が担うべき 真に必要な政策を選択し、行政資源を集中的に投入することにより、市民が最大限満足しうる 行政サービスを効率的に提供することが求められています。

効率的・効果的な行政運営を進めていくため、本計画に示す目標の実現に向け、計画行政を 推進し、事業評価手法を取り入れた事務事業の徹底的な見直し、整理に取り組むとともに、社 会経済状況の変化に対応した行政やサービスの組替えなど、限られた行政資源を効果的・効率 的に活用して自立できる自治体経営が必要となっています。

地方分権の進展に対応し、自己決定、自己責任のもとに市民の意向に沿った行財政運営が可能となるよう自主財源の確保に努め、財政基盤を強化していく必要があります。

めざすすがた

- 市民の視点に立った質の高い行政サービスが供給されています。
- 自主財源の確保と効率的で計画的な予算執行により、財政が健全に運営されて います。

めざす指標

指標名	現状値	目標値	目標値
	(平成 18 年度末)	(平成 23 年度末)	(平成 27 年度末)
実質公債費比率(決算状況)	17. 9%	18. 1%	15. 6%

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

事業者

- ・行政サービスへの意見・ 要望
- ・行政運営への意見・要望
- ・市税等を納める

市民

- ・行政サービスへの意見・ 要望
- ・行政運営への意見・要望
- ・市税等を納める

市

- ・行政サービスの向上
- ・計画行政の推進
- 財源の安定確保



【施策】

(1)親切で明るい市役所の推進(手法1)

市民本位の行政サービスを推進し、多様化、高度化する行政需要に応える仕組みを構築するとともに、職員の意識改革と能力向上に努めます。

取組み事項	内 容
窓口サービスの充実	市民が利用しやすい行政サービスをめざし、業務時間の拡大、インターネットなどによる受付業種の充実など、窓口サービスの向上を図ります。
市民の満足度の向上	限られた行政資源を効果的・効率的に活用することにより、 市民満足度の向上に努めます。
職員の能力開発	総合的な人材育成方策を策定し、長期的かつ継続的に職員の 意欲の向上や能力の開発を進めます。

《主な事業》

- ◎コンビニエンスストアでの市税納付システムの整備
- ◎職員研修の充実

(2) 効率的・効果的な行政運営(手法2)

厳しい財政状況下においてもひるむことなく、機動的かつ効率的な最小の費用で最大の 効果を引き出すことのできる行政運営を推進します。

取組み事項	内 容
	政策の重点分野を効果的に推進するため、長期総合計画に沿
計画行政の推進	って施策・事業を推進し、その評価を通じて計画→実施→評価
	→改善のマネジメントシステムを構築します。
行政の簡素化・効率化	時代の変化に対応した簡素で効率的な行政組織とし、内部共
の推進	通事務処理のシステム化や事務事業の見直しに取り組みます。

《業事な主》

◎各種計画の策定と事後評価

(3) 健全な財政運営の推進 (手法3)

公平で公正な課税と収納率の向上により、主要な自主財源である市税収入の確保を図る とともに、計画的な財政運営により財政の健全化に努めます。

取組み事項	内 容
財源の安定確保	市税の適正な賦課と納税意識の高揚、収納率の向上、受益者
	負担の適正化などを図ります。
計画的な財政運営	事務事業の見直しと整理統合を行い、事業等の必要性や緊急
計画的な別以建名	性、投資効果を検証して、効率的な財源配分に努めます。

《主な事業》

◎市税等徴収嘱託員事業

2. 市政改革の推進(方策2)

【施策展開の視点】

本格的な少子・高齢社会の到来を迎える中、「三位一体改革」の推進、国の税収不足による 地方交付税等の大幅な減少などにより、本市においても深刻な財源不足が生じています。

このため、本市では、総務省における「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成18年3月に「市政改革プラン行動計画(集中改革プラン対応版)」を作成しました。市政改革にあたっては、職員の意識改革が重要であるとの認識に立ち、職員全体で危機意識の共有に努めるとともに、事務事業の見直し、コスト縮減や定員の削減などに取り組んできました。しかしながら、地方財政を取り巻く環境に明るいきざしが見えない中、今後も財政規模の縮減を視野に入れた効率的な行政運営が求められています。

【施策】

(1) 市政改革の推進 (手法1)

「改革・自立・市民との協働のまちづくり」を基本に、事務事業の整理・再編、コスト 意識の徹底、定員の適正化など、市政改革を推進します。

取組み事項	内 容
事務事業の整理・再	社会経済状況の変化や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に
編	対応するため、事務事業の整理・再編を進めます。
コスト意識の徹底	事務事業の見直しと整理・再編を通して、経費の削減を図る
	とともに、コスト意識の徹底を図ります。
定員の適正化	行政の守備範囲を整理する中で、少数精鋭の職員体制を基本
た貝の適正11	とした、適正な定員管理を進めます。

継続して検討すべき課題

本市の重要な課題としてとらえていますが、本計画においてその具体的な取組みについては、

- 市民や関係機関等と、十分協議しながら検討すべきもの
- 経済動向や市財政の見通しを見極めながら検討すべきもの

として、継続して検討していく必要がある課題について、次のように整理します。

1 「活力ある産業・観光交流のまちづくり」 関係

項目	内容
霞ヶ城公園の整備構想	国史跡「二本松城跡」の整備計画の検討と並行して、都市公園、 自然公園としての公園のあり方の検討を行います。併せて、「二 本松の菊人形」のあり方について検討を行います。
スカイピアあだたら・ 安達ヶ原ふるさと村の活用	スカイピアあだたら、安達ヶ原ふるさと村の施設や管理運営の あり方について、継続して検討を行います。
宅地造成事業の検討	地価の推移や宅地需要、民間開発の動向を見極めながら、宅地 造成事業の整備について検討を行います。

2 「人を育てるすこやかなまちづくり」 関係

項目	内 容
小学生通院医療費助成の 検討	国・県への要望を行いながら、他の子育て支援策と合わせて、 総合的に検討を行います。
市立学校の小規模校統合の 検討	学校・幼稚園の小規模校の統合については、児童数の推移を見 極めながら、地域課題として必要な検討を行います。
市民会館の整備	市民会館の老朽化、駐車場の確保の観点から、新たな建設も視野に入れて、検討を進めます。また、建設に向けた基金の造成について検討します。
市民プールの整備	民間施設や学校施設の利用も視野に入れながら、市民プールの 新たな建設の必要性について、検討する必要があります。また、 建設に向けた基金の造成について検討します。
芝生広場の整備	整備後の維持管理費を考慮しながら、整備の必要性について、 検討する必要があります。

3 「安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり」 関係

項目	内容			
上下水道整備手法の検討	新たな計画区域の拡大については、受益と負担、公営企業の採 算性を見極めながら、規模や整備手法の検討を行います。			
情報ネットワークの整備	民間による通信基盤整備を促進する一方、これを補完する通信 網の公的整備について、検討を行います。			
防災行政無線のデジタル化 への対応	防災行政無線のデジタル化の移行の時期に合わせ、市の防災無 線の整備のあり方について、検討を行います。			
保健福祉施設の整備	保健施設、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設等について、既 存施設や民間施設の状況を考慮しながら、整備のあり方について 検討を行います。			

4 そ の 他

項目	内 容
支所のあり方及び支所の空	地域の中心としての支所のあり方及び支所の空きスペースの
きスペースの利活用の検討	利活用について、地域振興と機能集積の視点で検討を行います。
学校跡地の処分・利活用の	学校跡地について、民間への売却や地域振興面での公的活用も
検討	含めて、継続して検討を行います。
幼稚園・保育所の管理運営	児童数の推移を見極めながら、民間施設との連携や、民間への
の検討	委託も含めて、そのあり方について、継続して検討を行います。
大規模な市有地の有効活用	霞ヶ城公園前、安達ヶ原、根柄山、杉内地内など、市が所有する大規模な市有地の有効活用について、検討を行います。

資料 編

資料經

1. 二本松市長期総合計画策定経過

長期総合計画策定に係る審議会等開催									
企画員会議	18. 5. 18	第1回企画員会議							
	6. 1	第2回企画員会議							
	7. 20	第3回企画員会議							
		分科会(7分科会(各8~10回開催))							
	10.24	第4回企画員会議(まとめ)							
庁内会議	19.5.14	~ 5. 16 施策体系各部ヒアリング							
	7. 9	~ 7.11 市長ヒアリング							
	8. 9	~ 8.10 市長ヒアリング							
	8. 23	~ 8.24 各部ヒアリング							
	10.22	~10.29 財政計画とのすり合わせ							
	10.30	~11. 1 市長ヒアリング							
審議会	19.3.7	第1回振興計画審議会							
	5. 31	第1回勉強会							
	6.15	第2回勉強会							
	6.29	第3回勉強会							
	7. 12	第4回勉強会							
	7.30	第5回勉強会							
	11.12	第2回振興計画審議会(諮問)							
	11.20	第6回勉強会							
	11.21	第3回振興計画審議会(答申)							
地域懇談会	19.3.8	~ 3.20 地域懇談会(9箇所)							
	19.5.24	~ 6. 1 地域懇談会(4箇所)							

2. 二本松市振興計画審議会条例

平成17年12月1日 条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、二本松市振興計画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、二本松市振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 農林業代表者
 - (2) 商・工業代表者
 - (3) 地域代表者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 一般公募者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例(平成17年二本松市条例第38号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

3. 諮問

19 企 第 2 3 1 号 平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日

二本松市振興計画審議会 会長 國 井 文 郎 様

二本松市長 三 保 恵 一

二本松市長期総合計画について(諮問)

二本松市振興計画審議会条例(平成17年12月1日条例第22号)第2条の規定に基づき、次に 掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 別冊「二本松市長期総合計画(案)」

4. 答申

平成19年11月21日

二本松市長 三 保 恵 一 様

二本松市振興計画審議会 会長 國 井 文 郎

二本松市長期総合計画について(答申)

平成19年11月14日付け19企第231号で諮問のあった二本松市長期総合計画については、 慎重に審議した結果、諮問案のとおり決定することを適当と認めます。

なお、この計画に基づく施策の実施に当たっては、以下の点について配慮されるよう要望します。

記

- 1 諮問された計画案は、当審議会で数多く開催してきた勉強会の意見を反映したものであり適切なものと認めるが、勉強会や審議過程における意見等に十分留意のうえ、計画の実現に努めること。
- 2 本計画は、本市が合併して初めての総合計画であることから、その目標と施策の方向について 広く市民に周知を図ること。
- 3 本計画の実施に当たっては、社会経済状況や時代の変化に的確に対応した効果的・効率的な施 策展開に努めるとともに、地域の均衡ある発展と市民生活に密着した施策展開に意を用いること。

5. 審議会委員名簿

No.	種 別	氏	名	所	属	等	備	考
1	2 農林業代表者	<u>ェット゛ゥ</u> 遠 藤	ョシカス゛ 義 一	農業委員会	<u> </u>			
2		スス゛ ‡ 鈴 木	ケンイチ 賢 一	みちのく多	で達農業	É協同組合		
3		三浦	き チノリ 道 則	IJ				
4		**リコ゛メ 堀 籠	ァ キ ラ 昭	安達森林糺	且合			
5	南工業代表者	ェット <u>・</u> ウ 遠 藤	シケ゛タカ 重 孝	二本松商コ	[会議]	ŕ		
6		オラマッ 村 松	9 h t 隆 雄	あだたら南	可工会			
7		ァッサ゛ィ 安 斎	フミヒコ	J)	ı			
8		守谷	カス゛ォ 和 雄	I)	I			
9	地域代表者	吉野	マサァキ 正 昭	二本松市区	区長会			
10		安田	ショウイチ 庄 一	J)	I			
11		カーソー / 一菅 野	トクイチロウ 徳一郎	J)	I			
12		* イトゥ 斎 藤	シ`ソ^゚イ 仁 平	I)	I			
13	- 学識経験者	2 = 1 國 井	⁷	旧合併協議	養会委員		会	長
14		マッシュ 菅 野	勝子	J)	I			
15		# 1 h ウ 斎 藤	ミッュ みつ子	J)	I			
16		生藤	モーリーオ 百理夫	J)	I			
17	一般公募者	ョイス * ミ 小 泉	マサ	公 募 す	美員			
18		加藤	八重	J)	ı			
19		* t	t / コ セイ子	J)	I			
20		生 藤	t # コ 寿 子	1)	1			
21		り ロ モ リ 黒 森	† ミ コ 奈美子	II				
22		* イトゥ 斎 藤	# ト シ 悟 至	I)	1			
23		* 1 トゥ 斎 藤	テール オ 照 夫	1)	1			
24		カン /	マサノフ゛ 正 信	1)	1		副会	会長

二本松市長期総合計画

発行日 平成 20 年 3 月

発 仁 二本松市

福島県二本松市金色 403-1

TEL 0243-23-1111 (代表)

二本松市 総合政策部 企画振興課

URL http://www.city.nihonmatsu.fukushima.jp/

(茶) アイ アール エス

